

民間建築物の石綿（アスベスト）
点検・管理マニュアル

令和元年 8 月
東京都環境局

はじめに

2005 年（平成 17 年）に、石綿を含有する製品を製造していた工場での労働災害の事例が公表され、その後、従業員の家族や周辺住民への被害が明らかになり、石綿問題は再び大きな社会問題となっています。

石綿は、戦後、約 1,000 万 t が輸入されました。輸入のピークとなる 1970 年（昭和 45 年）から 1990 年（平成 2 年）にかけては年間約 30 万 t が輸入され、その 8 割が建材に使用されたと言われています。その後、段階的に石綿の使用は制限され、2006 年（平成 18 年）には 0.1%重量を超えて石綿を含む製品の製造、販売、使用が原則禁止されました。

しかし、2006 年（平成 18 年）以前に建築された建築物には、石綿を含む建材が使用されている可能性があり、石綿が飛散することによる健康被害が生じないよう、適切に管理する必要があります。石綿障害予防規則においては、事業者に対して建築物の壁、柱、天井などに吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化などによって粉じんが飛散し、労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じることが義務付けられています。したがって、民間建築物においても、石綿を含有する吹付け材や保温材、耐火被覆材等の使用の有無や、その損傷、劣化などの状況を点検し、その状況に応じて除去等の措置をとる必要があります。

本マニュアルは、民間建築物の所有者や管理者が石綿を含有する建材の使用状況を点検し、状況に応じて措置をする際に参考となるよう、作成したものです。また、建築物の所有者や管理者から依頼された調査者等が参考にされることも想定しています。

このマニュアルが、多くの事業者の皆さんの効率的な点検に役立つことを期待してやみません。

目 次

1. 石綿の基礎知識.....	1
1.1 石綿とは.....	1
1.2 石綿の健康影響.....	5
1.3 石綿の飛散事例等	7
1.4 石綿を含有する建材.....	9
(1) 吹付け材.....	11
(2) 保温材等.....	13
(3) 成形板等.....	15
2. 石綿の関係法令等	20
2.1 労働安全衛生法・石綿障害予防規則	22
2.2 建築基準法	23
2.3 宅地建物取引業法	23
2.4 大気汚染防止法	23
2.5 東京都の条例・指針.....	24
3. 建築物の維持管理における石綿対策.....	25
3.1 対策の対象とする建築物	25
3.2 対策の対象とする建材等	28
3.3 石綿含有建材の使用の有無の確認.....	29
(1) 石綿含有建材の調査の実施者	29
(2) 石綿含有建材の調査の概要.....	29
3.4 飛散のおそれの程度の把握.....	32
3.5 飛散防止措置方法の選定	37
(1) 飛散防止措置を行う時期	37
(2) 飛散防止措置の工法.....	38
3.6 石綿含有建材の維持管理	47
3.7 記録	49
参考資料 1 参考文献・HP	52
参考資料 2 関係法令等（抜粋）	53
参考資料 3 東京都内のアスベスト補助制度一覧.....	87

1. 石綿の基礎知識

1.1 石綿とは

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状の鉱物であり、丈夫で、熱に強く、酸・アルカリ等の薬品に強く、腐らず、熱・電気を通しにくく、他の物質とよく密着する等の優れた性質を有し、値段も安価であったため、建築材料やボイラー等の設備の部品、電気製品、自動車等に広く利用された。特にその大半は吹付け材や保温材、断熱材、耐火被覆材、成形板等の建築材料として使用された。

しかし、石綿の繊維は極めて細く（ヒトの髪の毛の 5000 分の 1 程度）、ヒトが吸入すると肺胞まで到達し、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす可能性があることから、段階的に規制が行われ、現在は石綿を含む製品の輸入や使用等は全面的に禁止されている。

国内における石綿の規制は、石綿の使用における安全に関する条約や、米国石綿災害緊急対策法（AHERA）等における定義と同様に、表 1 に示す 6 種類の鉱物を対象としている。

表 1 石綿の種類

分類	石綿の種類		備考
蛇紋石族	クリソタイル (白石綿)		最も多く使用された石綿。クロシドライト、アモサイトと比較すると発がん性は低い。
角閃石族	アモサイト (茶石綿)		吹付け材や断熱材、保温材に使用されていることが多い。
	クロシドライト (青石綿)		最も発がん性が強い。吹付け材などに使用されていた。
	アンソフィライト		他の石綿や鉱物の不純物として含まれることがある。トレモライトは吹付け材に使用されていた。
	トレモライト		
	アクチノライト		

備考)これらの石綿の電子顕微鏡写真を図 1 に示す。

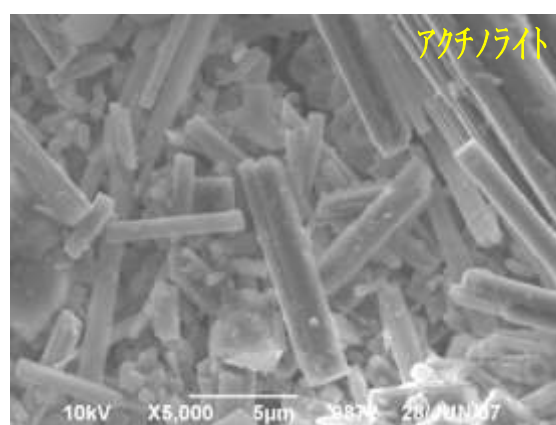
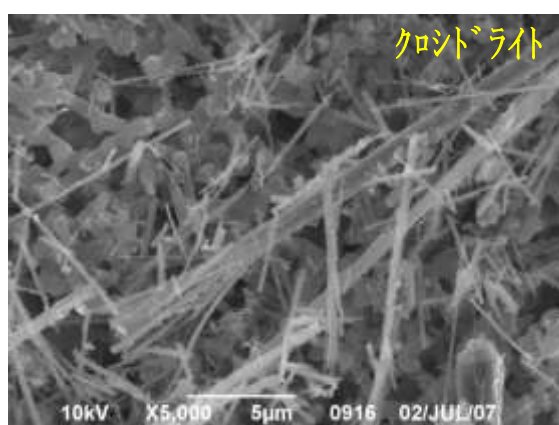
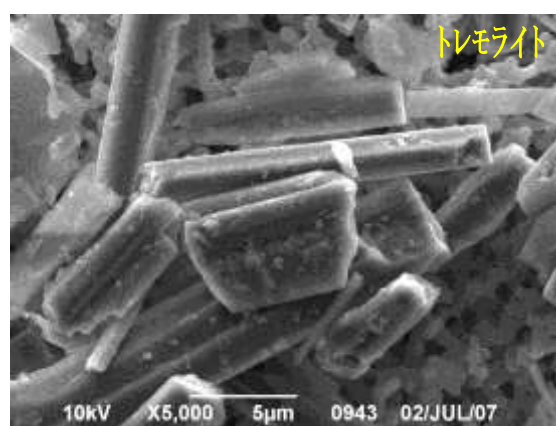
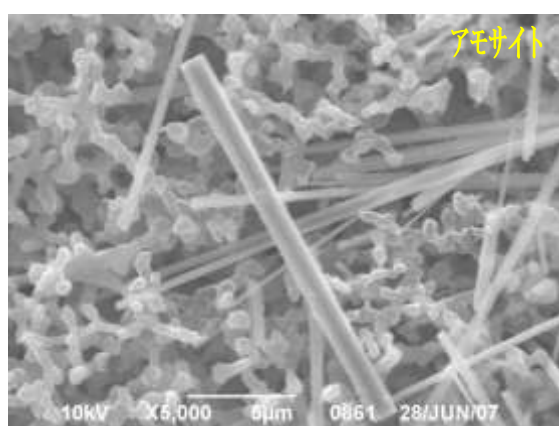
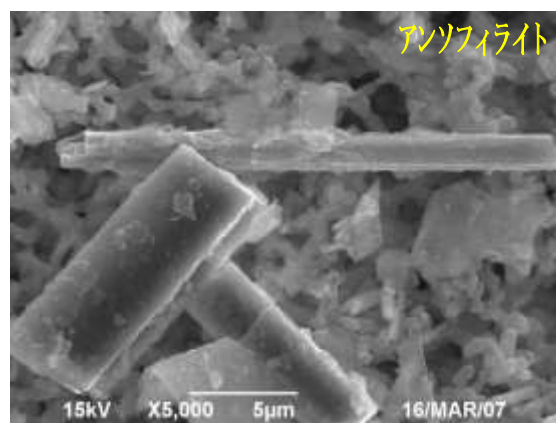
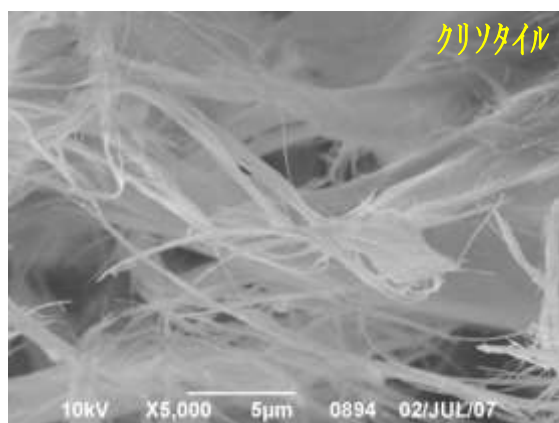


図 1 石綿の電子顕微鏡写真

6種類の石綿のうち、国内で主に使用された石綿は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種類だが、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトについても建材から検出された例が確認されている。

現在は建築物に石綿を含む建材を新たに使用することは禁止されているが、過去に建築された建築物には、現在も石綿が使用されているものが残っている。国土交通省の推計では、石綿を含む建材が使用されたと考えられる建築物（1956年（昭和31年）から2006年（平成18年）までに建築された建築物のうち、戸建て住宅や木造の建築物を除いた建築物）は280万棟とされており、これらの解体のピークは2028年頃とされている（図2）。また、都内の非木造建築物の解体棟数の推計からは、石綿が使用されている建築物の解体が既にピークを迎えていると考えられ、今後、2050年頃まで現在の水準が続くことが見込まれる（図3）。

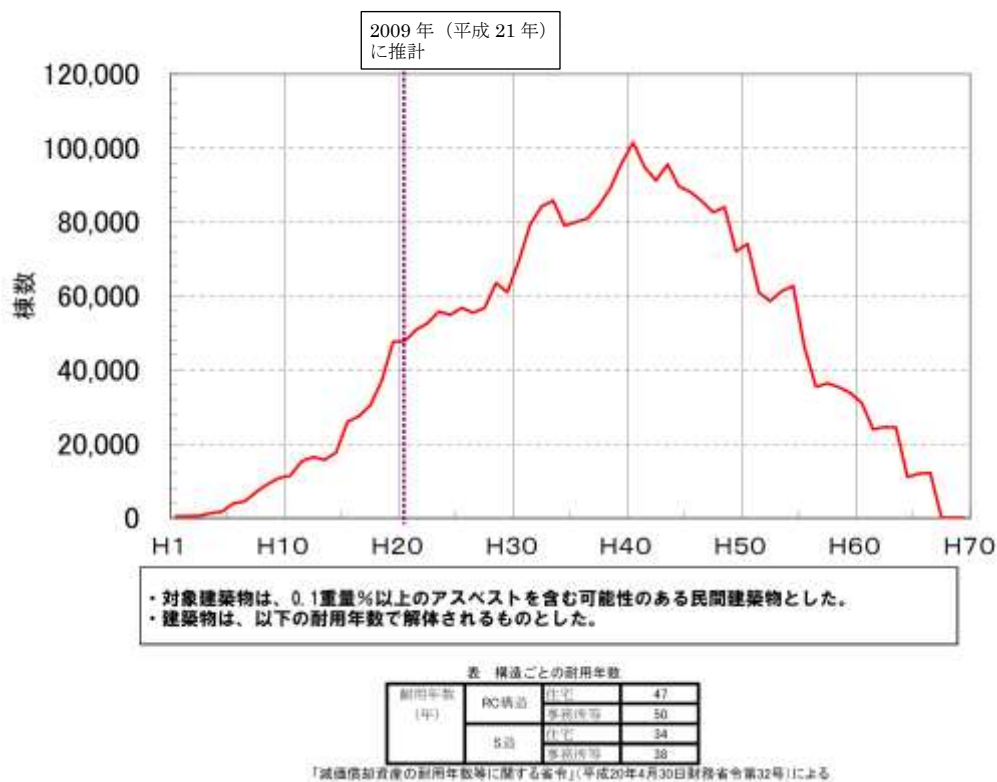


図2 民間建築物の年度別解体棟数（推計）¹⁾

¹⁾ 国土交通省：「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014）

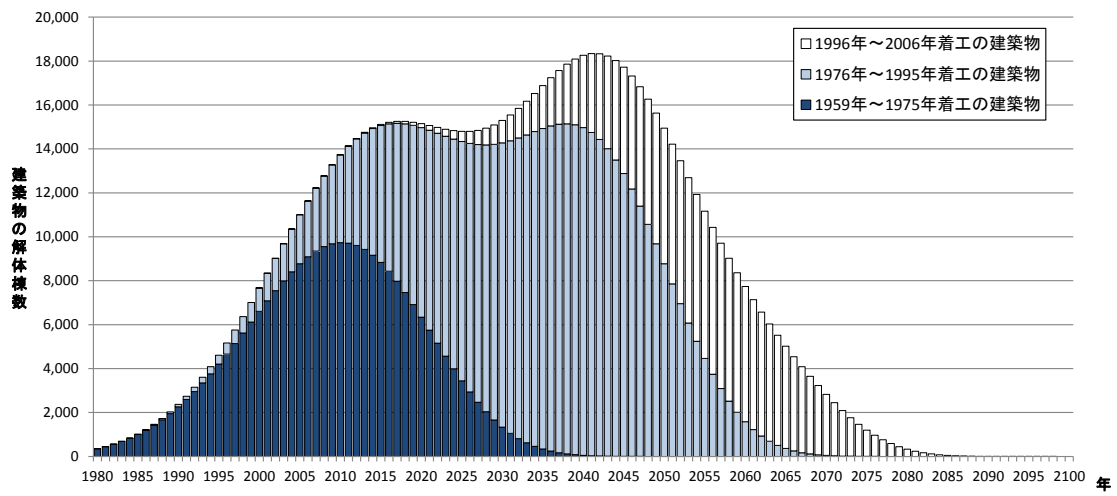


図3 都内の非木造建築物の解体棟数の推計²⁾

²⁾ 都内の非木造建築物の年次ごとの着工棟数を基に推計。

1.2 石綿の健康影響

石綿によって起きる疾患は、中皮腫、肺がん、石綿肺などがある（図 4）。石綿による疾患の発症は、石綿を吸入した量（ばく露量）と相関関係が認められているが、短期間、少量のばく露による危険性については不明な点が多く、どの程度の量の石綿にばく露すると発症するかはわかっていない。

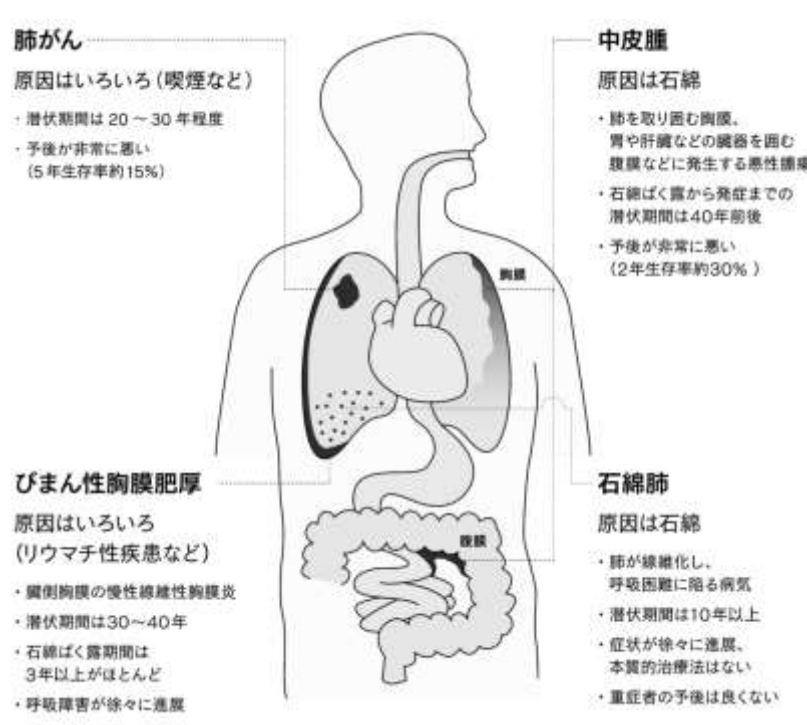


図 4 石綿によって起こる主な疾患と部位³⁾

①中皮腫

中皮腫は、胸膜、腹膜、心膜等に発生する悪性腫瘍である。予後が非常に悪く、2 年生存率は約 30% である。中皮腫の潜伏期間は概ね 20～50 年で、約 40 年後に発症のピークがある。潜伏期間は石綿のばく露量が多いほど短くなり、また、石綿ばく露の年数を経るほど発生リスクが高くなる⁴⁾（図 5）。

2016 年（平成 28 年）までの石綿に係る労働災害補償保険法及び石綿健康被害救済法に基づく支給件数では、約 7000 件で最も多い疾患である⁵⁾。

³⁾ 独立行政法人 環境再生保全機構：「石綿と健康障害 概要版」

⁴⁾ 石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会：「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方 報告書」（2006）

⁵⁾ 厚生労働省 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（平成 28 年度以前認定分）より算出

②肺がん

肺がんは、石綿のほか、喫煙等が原因となることがあるが、石綿が原因の肺がんとは喫煙等のその他の原因による肺がんでは、発生部位や病理組織型に違いはない。石綿が原因の肺がんは、石綿のばく露から15～40年の潜伏期間を経て発症することが多い。また、石綿のばく露量が多いほど肺がんのリスクは高くなる（図5）。

喫煙している人が石綿にばく露した場合、肺がんのリスクは相乗的に高くなることが知られており、喫煙しない人の肺がんのリスクを1とすると、喫煙者は10倍、非喫煙者が石綿にばく露した場合は5倍、喫煙者が石綿にばく露した場合は約50倍になるという報告がある。

③石綿肺

石綿肺は、石綿を大量に吸入することによって発症する職業病の疾患であり、灰が弾力性を失い硬くなる肺線維症という病気の一つである。

石綿肺の潜伏期間は10年以上が多いが、石綿の吹付け作業等の高濃度ばく露の場合は、10年未満のばく露期間であっても発症する（図5）。

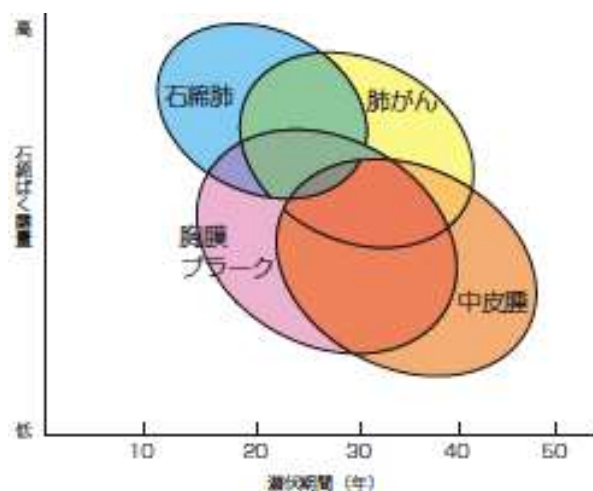


図5 石綿のばく露量と潜伏期間⁶⁾

⁶⁾ 独立行政法人 環境再生保全機構：「石綿と健康障害」

1.3 建築物使用中の石綿の飛散事例等

①建築物に使用された石綿の飛散事例

壁に石綿を含む吹付け材（クロシドライトを 25%含有）を使用していた建築物で、当該建築物を賃借して文具店を営んでいた店長が中皮腫を発症し、死亡した。

当該建築物は鉄道高架下に設置されており、吹付け材は露出していたため、振動等で石綿が飛散しやすい状態にあった。

大阪高等裁判所は、この建築物が通常有すべき安全性を欠いていたとして、建築物の所有者に遺族に対して約 6,000 万円の損害賠償を行うことを命じた。

②改修工事における石綿の飛散事例

とある保育園で改修工事を行う際に、飛散防止措置を行わずに石綿を含む吹付け材（クリソタイル、クロシドライトを含有）や成形板を除去したため、石綿が飛散し、園児や保育園職員がばく露した。

改修工事では、配管・電気工事に伴う石綿含有吹付け材の一部除去による飛散他、吹付け材への衣服等のこすれによる石綿の飛散や、天井板を外したことによる天井板へ堆積していた石綿の飛散があったとされている。

③震災による石綿の飛散

震災時には石綿を含有する建材を使用した建築物が損傷することにより、石綿が飛散する可能性がある。石綿の除去によらない飛散防止措置（囲い込みや封じ込め p. 39 及び p. 40 参照）を行っている建築物でも、石綿を囲い込んでいる建材や吹付け石綿自体が損傷することにより、石綿が飛散する可能性がある。

環境省では、毎年一般大気中の石綿濃度を測定するとともに、震災時に被災地の大気中の石綿濃度を測定している。測定時期、測定方法、測定対象が異なるため、一概に比較することはできないが、通常時の一般大気中の石綿濃度（石綿以外の繊維状物質も含む総繊維数濃度）は 0.15～0.25 本/L だが、阪神・淡路大震災ではクリソタイル濃度が 1.0 本/L、東日本大震災では、総繊維数濃度が 0.49 本/L（石綿繊維数濃度は 0.22 本/L）となっている。

表 2 通常時及び震災時の大気中石綿等濃度⁷⁾

分類	濃度※ ¹	備考
通常時	0.15～0.25 本/L	バックグラウンド地域の総繊維数濃度※ ²
阪神・淡路大震災	1.0 本/L	震災の 20 日後から測定した一般環境大気中のクリソタイル濃度※ ³
新潟県中越地震	0.21 本/L	震災の 26 日後から測定した一般環境大気中のクリソタイル濃度※ ³
東日本大震災	0.49 本/L	震災 3 か月後の総繊維数濃度※ ²
	0.22 本/L	震災 3 か月後の石綿繊維数濃度※ ⁴
熊本地震	0.23 本/L	震災 3 か月後の総繊維数濃度※ ²

※¹ 複数地点、複数回測定した結果の幾何平均値。

※² 総繊維数濃度は石綿以外の繊維状物質も含むため、石綿濃度以上の濃度を示す。

※³ クリソタイル以外の石綿繊維は測定対象とされていない。

※⁴ 総繊維数が 1 本/L を超えた場合に石綿繊維数濃度を測定している。

⁷⁾ 環境省「平成 29 年度石綿大気濃度調査結果について」及び環境省 水・大気環境局大気環境課「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（2017）参考資料 2 災害時の大気中石綿濃度から作成

1.4 石綿を含有する建材

石綿を含有する建材は、大きく吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材（保温材等）、成形板等の3つに分類される（表3）。石綿を含有する建材からの石綿の飛散性は建材の性状や劣化状況によって異なるが、一般に吹付け材は石綿が著しく飛散しやすく、保温材等は吹付け材に次いで飛散しやすい。成形板等は比較的飛散しにくい。

石綿含有建材は防火や吸音、断熱、保温、意匠などの様々な用途に使用されており、建築物のいたるところに使用されている（図6）。これらの建材から石綿が飛散し、建築物を使用する者がばく露することのないよう、建材ごとの特徴を踏まえて適切に維持管理を行う必要がある。

表3 石綿含有建材の種類

建材の分類	吹付け材	保温材等	成形板等
飛散性	著しく飛散しやすい	飛散しやすい	比較的飛散しにくい
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
使用場所の例	・鉄骨、梁、柱等の耐火被覆 ・エレベーターシャフト ・機械室等の吸音・断熱材 ・外壁塗装材（吹付けに限る）	・ボイラー・配管等の保温材 ・柱、梁、壁等の耐火被覆板 ・屋根用折板断熱材 ・煙突用断熱材	・天井、壁、床等の内装材 ・屋根、外壁、軒天等の外装材
維持管理における留意点	経年劣化や接触等による損傷により石綿が飛散しやすくなる。	保温材が露出している場合や、耐火被覆板、断熱材が劣化している場合には飛散のおそれがある。	通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、建材を破損した場合や著しく劣化した場合には、飛散のおそれがある。

※建設業労働災害防止協会の「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」では、石綿含有建材の飛散性に応じて建材の種類をレベル1～3に分類し、建築物等の解体・改修を行うときはレベルに応じた飛散防止措置を行うこととしている（レベル1が最も厳しい飛散防止措置が必要）。

＜RC造・S造＞



※図中のページ数は出典元のページ数である。

＜戸建て住宅＞

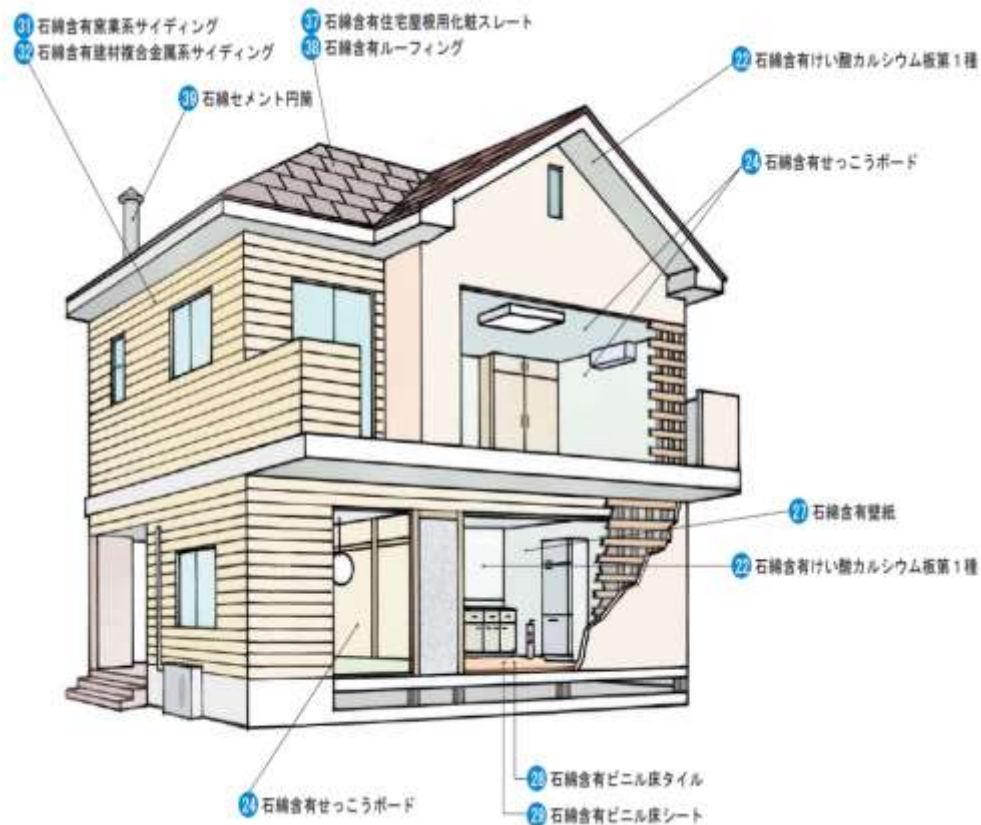


図6 石綿含有建材の使用部位⁸⁾

⁸⁾ 国土交通省：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」

(1) 吹付け材

①吹付け石綿

吹付け石綿は、石綿とセメント、水を主な材料とし、吹付け機で鉄骨や天井等に吹付け、接着させたものであり、鉄骨等の耐火被覆のほか、機械室や駐車場等の断熱・結露防止や吸音を目的として使用された。

吹付け石綿は石綿の含有率が高く、60～70%石綿を含んでいる。1975年（昭和50年）には石綿の吹付けは原則禁止されている。



写真1 吹付け石綿の使用例（鉄骨の耐火被覆材として吹付け）⁸⁾

②石綿含有吹付けロックウール

石綿含有吹付けロックウールは、吹付けロックウール（岩綿）に石綿を混ぜた吹付け材であり、吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールは、外観上区別がつかないことも多い。

石綿含有吹付けロックウールは、吹付け石綿同様に、耐火被覆や断熱・結露防止、吸音を目的として使用されていたが、業界の自主規制により、1989年（平成元年）に使用が中止された。法的には1995年（平成7年）に1%を超えて石綿を含むものの使用が禁止され、2006年（平成18年）には0.1%を超えて石綿を含むものの使用が禁止となった。

なお、ロックウールは工場で製造された人造の鉱物繊維であり、石綿より繊維が太いため、ロックウール自体には石綿のような発がん性は確認されておらず、現在でもアスベストを含有しないロックウール製品が市販され、使用されている。



写真2 石綿含有吹付けロックウールの使用例①⁸⁾



写真3 石綿含有吹付けロックウールの使用例②⁸⁾

③その他の吹付け材

その他の吹付け材としては、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）や石綿含有吹付けパーライト等がある。これらは耐火被覆としては使用されておらず、断熱・結露防止や吸音のために天井等に使用されていた。いずれも1989年（平成元年）まで製造されていたことが確認されている⁹⁾。

また、建築物の外壁等に用いられる仕上塗材についても、吹付け工法で施工された

⁹⁾ 石綿含有建材データベース (<http://www.asbestos-database.jp>) に登録されている建材の製造期間をもとに記載。

ものがあり、これらは吹付け材に分類される¹⁰⁾。

(2) 保温材等

①石綿含有保温材

石綿含有保温材は、ボイラーやダクト、給排水管等の保温材として使用されていた。石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材などの種類がある。

保温材は、1987 年（昭和 62 年）まで製造されていたことが確認されている⁹⁾。



写真 4 石綿含有保温材の使用例（配管エルボ部に使用）⁸⁾

②石綿含有耐火被覆材

石綿含有耐火被覆材には、石綿含有耐火被覆板や石綿含有けい酸カルシウム板第二種がある。石綿含有けい酸カルシウム板は第一種と第二種があるが、第一種は成形板等に分類され、内装等に使用されている。耐火被覆に用いられる第二種は第一種と比べて密度が小さく、厚みがあるという特徴がある。

これらは鉄骨造の建築物の耐火被覆として、鉄骨や梁や柱に張り付けて使用されていた。

石綿含有耐火被覆板は 1983 年（昭和 58 年）まで、石綿含有けい酸カルシウム板第二種は 2004 年（平成 16 年）まで製造されていたことが確認されている⁹⁾。

¹⁰⁾「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成 29 年 5 月 30 日 環水大大発第 1705301 号）



写真 5 石綿含有耐火被覆材の使用例（鉄骨に張り付けて使用）⁸⁾

③石綿含有断熱材

石綿含有断熱材は、屋根用折板裏断熱材と煙突用断熱材がある。

屋根用折板断熱材は、工場や倉庫の屋根に使用される金属製の折板の裏に断熱・結露防止を目的として張り付けるもので、石綿を含有するフェルトが代表的である。屋根用折板断熱材は 1983 年（昭和 58 年）まで製造されていたことが確認されている⁹⁾。

煙突用断熱材は、断熱を目的としてボイラー等の煙突の内部に張られていた。商品名としてはカポスタックやハイスタックといったものが知られている。煙突用断熱材は、1991 年（平成 3 年）まで製造されていたことが確認されている⁹⁾。



写真 6 屋根用折板断熱材の使用例⁸⁾



写真 7 煙突用断熱材の例⁸⁾

(3) 成形板等

石綿含有建材のうち、上記の吹付け材、保温材等以外の建材を、本マニュアルでは成形板等と呼ぶ。国内に輸入された石綿の大半は成形板等に使用されており、非常に多くの種類の石綿含有建材が製造された。それらの建材は、建築物の内装材や外装材、設備等のいたるところに使用されている（表 4、図 6）。

成形板等は板状等に固められているため、一般に飛散性が低く、建築物の通常の使用状態では石綿が飛散する可能性は低いと考えられる。ただし、建築物の解体や改修等で、建材を切断したり破砕したりした場合は、石綿が飛散する可能性があることに留意が必要である。

成形板等は現在、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の規制の対象となっていないが、石綿を含有する成形板等が使用された建築物の解体・改修を行う際は環境確保条例に基づき「作業上の遵守事項」に従って工事を施工する必要がある。詳細は、「アスベスト成形板対策マニュアル（平成 29 年 12 月 東京都環境局）を参考にする。

表 4 石綿含有成形板等の主な種類、用途、規制等の状況¹¹⁾

成形板等の主な種類	主な用途	規制等の状況
石綿含有ロックウール吸音天井板	天井の吸音	概ね昭和 62 年頃に製造中止
ビニル床タイル ビニル床シート	床	石綿含有のものは、昭和 63 年までに製造中止
パルプセメント板	内壁、天井、軒天	石綿含有のものは、平成 16 年までに製造中止
スレート・木毛セメント積層板	屋根の下地、壁	接着するフレキシブル板が平成 16 年に石綿含有製品の製造等を禁止
石綿セメント円筒	煙突、ケーブル保護管、温泉の送湯管、排水管等	石綿含有のものは、平成 16 年に法的に製造・使用等が禁止
押出成形セメント板	非耐力外壁、間仕切り壁	
住宅屋根用化粧スレート	屋根材として張られた板の上に葺く化粧板	
繊維強化セメント板※	屋根、外壁、内壁、天井、軒天、耐火間仕切り	
窯業系サイディング	外壁	石綿含有のものは、平成 18 年に法的に製造・使用等が禁止
石綿含有仕上塗材（吹付け施工されたものを除く。）	外壁	

※JIS A 5430：2001 の規格における「繊維強化セメント板」には、成形板等に分類されるものとして、スレート波板、スレートボード（フレキシブル板・軟質フレキシブル板・平板・軟質板）、パーライト板、けい酸カルシウム板第一種、スラグせっこう板がある。

¹¹⁾ 東京労働局パンフレット「石綿（アスベスト）対策-予防から救済まで-」を基に作成

①内装材

建築物の天井や壁、床等に使用される内装材には、さまざまな種類の石綿含有建材が使用されていた。内装に使用される石綿含有建材は、スレートボード（平板）、せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板第一種、パーライト板、ビニル床タイル、ビニル床シート、ソフト巾木、壁紙などがある。



写真8 ロックウール吸音板の使用例（天井に使用）⁸⁾



写真9 ビニル床タイルの使用例⁸⁾

②外装材

建築物の外装材にも石綿含有建材が使用されていた。使用場所は外壁や屋根、軒天などである。外装材として使用された石綿含有建材は、スレートボード（平板、波板）けい酸カルシウム板第一種、窯業系サイディング、押出成形セメント板、ルーフィング、屋根用化粧スレートなどがある。

また、外壁等に使用されている仕上塗材や下地調整材にも石綿が含まれるものがある。これらは、吹付け工法で施工されたものは吹付け材として扱う必要があることに注意が必要である¹⁰⁾。



写真 10 けい酸カルシウム板第一種の使用例（軒天に使用）⁸⁾



写真 11 外壁塗装材の例

③設備等

建築物に設置されている空調設備や給水設備、冷暖房等の設備にも石綿を含有する建材や部品が使用されていた。具体例としては、セメント管やセメント円筒、パッキン、ガスケットなどがある。

2. 石綿の関係法令等

石綿については、建築物を使用している段階から改修を行う段階、解体する段階まで、各種法令で規制が設けられている。ここでは、石綿に係る各種法令の概要を説明する。

建築物の石綿に係る法令の概要を図7及び表5に示す。

現在、石綿の使用は全面的に禁止されており、新築する建築物については石綿を使用することはできない。現在、供用中の建築物については石綿含有建材が使用されている可能性があり、それらの建材が損傷、劣化することにより石綿が飛散し、労働者がばく露するおそれがあるときは、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づき石綿の除去等の措置を行う必要がある。また、建築物の増改築等の改修を行う際は、建築基準法に基づき石綿の除去等の措置を行う必要がある。

建築物の取引を行う際は、宅地建物取引業法や住宅品質確保法により、建築物の石綿の使用の有無等について、説明や表示を行う必要がある。

建築物の改修・解体を行う場合は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）に基づき届出を行い、適切な方法で石綿の除去等を行った上で改修・解体を行う必要がある。

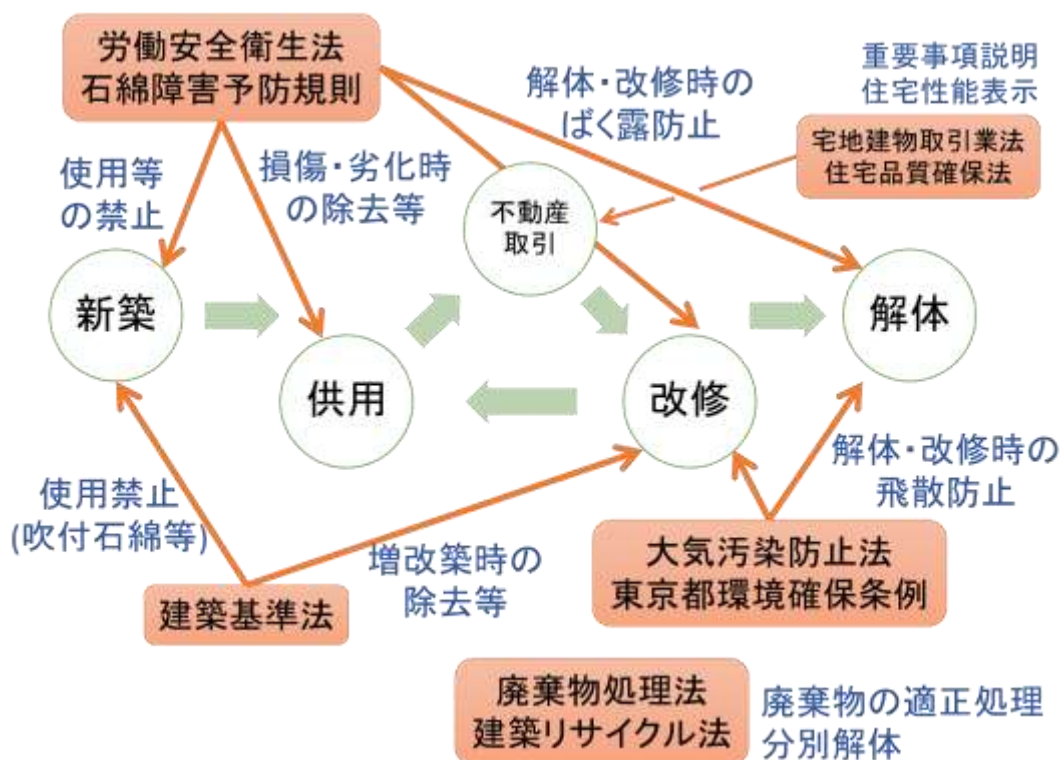


図7 建築物の石綿に係る法令の概要

表 5 建築物の石綿に係る法令の概要

建築物の ライフサイクル	適用される法令	規制の概要
新築時	・ 労働安全衛生法、 石綿障害予防規則	石綿の製造、輸入、譲渡、提供、使用の禁止。
	・ 建築基準法	吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用を禁止。
供用時	・ 労働安全衛生法、 石綿障害予防規則	石綿含有建材が損傷、劣化することにより石綿が飛散し、労働者がばく露するおそれがあるときの汚染の除去等の措置の実施義務。
	・ 建築基準法	不特定多数が利用する建築物等は1～3年ごとに特定行政庁に石綿の使用状況を含む定期報告が必要となる。
不動産取引時	・ 宅地建物取引業法	建築物の石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を重要事項として説明しなければならない。
	・ 住宅品質確保法	住宅性能表示制度において石綿含有建材の有無等を表示。
改修時	・ 建築基準法	増改築における吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去を義務づけ。ただし、増改築の面積が増改築前の床面積の1／2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容。
	・ 労働安全衛生法、 石綿障害予防規則	改修時の事前調査、作業計画の作成、届出（レベル1，2建材のみ）、作業員の特別教育、作業主任者の選任、保護具等の使用、除去等の際の施工方法等を規定。
	・ 大気汚染防止法	特定建築材料を対象とした改修時の事前調査及び発注者への説明、届出、調査結果の掲示、作業基準等を規定。
	・ 東京都環境確保条例	改修時の事前調査、届出、大気濃度測定、掲示板の設置、作業中の措置等を規定。
解体時	・ 労働安全衛生法、 石綿障害予防規則	改修時と同様。
	・ 大気汚染防止法	改修時と同様。
	・ 東京都環境確保条例	改修時と同様。

2.1 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

(1) 労働安全衛生法

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）は、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められた法律である。同法では、労働者の危険または健康障害を防止するための事業者の講ずべき措置が定められており、石綿については重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものの使用が禁止されている（法第 55 条、同施行令第 16 条 4 及び 9）。また、建築物貸与者の講ずべき措置として、当該建築物の貸与を受けた事業者の労働災害を防止するための措置を講じなければならないとしている（法第 34 条）。

なお、建築基準法の耐火建築物または準耐火建築物において吹き付け石綿等を除去する場合は、工事開始の 14 日前までに労働基準監督署に作業計画の届出が必要となる（法第 88 条第 3 項）。

(2) 石綿障害予防規則

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）は、労働者の石綿による健康障害を予防するために定められた規則であり、事業者の責務として、1) 石綿にばく露される人数並びに期間及び程度を最小限度にすること、2) 石綿を含有する製品の使用状況等の把握や代替に努めることが定められている（第 1 条）。また、就業させる建築物等に吹き付けられた石綿や張り付けられた断熱材、保温材、耐火被覆材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときには除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされている（第 10 条第 1 項及び第 4 項）。

石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、あらかじめ当該建築物等について石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するほか（第 3 条）、建材の種類及び作業方法に応じて作業計画の作成や作業の届出、作業場所の隔離、ろ過集じん・排気装置による排気等の措置を行う必要がある（第 4 条～第 10 条、第 13 条～第 15 条）。

また、解体等作業の注文者は、施工業者に石綿等の使用状況等を通知する努力義務があるほか、石綿等の使用の有無の調査や除去等工事を実施させる場合には、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮義務がある。（第 8 条、第 9 条）

2.2 建築基準法

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

建築基準法では、石綿について、1）吹き付け石綿と 0.1 重量%を超える石綿を含有する吹付けロックウールの使用の禁止（第 28 条の 2、同施行令第 20 条の 4、国交省告示第 1172 号）、2）延べ床面積の 2 分の 1 を超える増築、改築、大規模の修繕・模様替えの際の石綿の除去の義務付け（法 86 条の 7 第 1 項、同施行令第 137 条の 4 の 3、国土交通省告示第 1173 号、2 分の 1 以下の増築等については封じ込めや囲い込みの措置が認められている）が定められている。

また、不特定多数の人々が利用する建築物（特殊建築物）等については、定期報告制度※において、調査項目に石綿に関する事項があり、吹き付け石綿等の有無が調査されている。又は、調査されることとなっている。

※ 定期報告制度

不特定又は多数の人々が利用する建築物や建築設備、昇降機等について、適法な状態を確保し続けるため、定期的に調査・検査を行い、特定行政庁に報告する制度で、用途や規模等により 1 回/1 年または 1 回/3 年の報告義務がある。

2.3 宅地建物取引業法

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）は、宅地建物の取引の適切な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保・推進し、購入者等の利益保護及び建物流通の円滑化を図ることを目的としている。

宅地建物取引業法では、宅地建物の売買、交換、貸借の契約時に、当該建築物における石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を書面により宅地建物取引士に説明させなければならないとしている（重要事項の説明等：法第 35 条 14、同施行規則第 16 条の 4 の 3）。

2.4 大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）は、有害物質等の排出規制や対策の実施等により国民の健康保護と生活環境を保全するとともに、事業者の損害賠償の責任を規定し、被害者の保護を図ることを目的としている。

石綿については、主に特定粉じん排出等作業（特定建築材料（吹き付け石綿、石綿含

有保温材、断熱材及び耐火被覆材）が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業）について規定されている。作業を行う場合には、特定建築材料が使用されているか事前に確認し、使用が確認された場合には作業実施の届出が必要となるほか、特定建築材料の種類及び作業方法に応じて遵守しなければならない基準が定められている（作業基準、第 18 条の 14 及び 15）。

解体等工事を行う際の届出は、工事の発注者が行う必要があり（第 18 条の 15）、そのほかに施工者に対し解体等工事に係る調査への協力義務（第 18 条の 17）や施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないとしている（第 18 条の 20）。

2.5 東京都の条例・指針

（１）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

環境確保条例は、他の法令と相まって、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。

環境確保条例では、石綿について、大気汚染防止法に加えて、石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修工事の施工者に対し規制を行っている。

具体的には、条例に基づく作業上の遵守事項を別途告示で定めているほか、石綿の飛散の状況の監視を義務付けており（条例第 123 条第 2 項、規則第 60 条、平成 26 年 5 月 29 日告示第 830 号）、さらに一定要件（石綿含有吹付け材の施工面積が 15 m²以上の場合、建築物等の延べ面積が 500 m²以上の場合）に当てはまる場合には、条例に基づく届出が必要となっている（条例第 124 条第 1 項）。

（２）吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

東京都では、吹付け材からの石綿繊維の飛散を防止し、建築物内の良好な室内環境の保持を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）における特定建築物を対象として「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」（以下「室内環境維持管理指導指針」という。）を策定し、建築物に使用されている石綿含有の吹付け材に関して、指導を行う際の必要な事項を定めている。

室内環境維持管理指導指針には、吹付け石綿等がある場合の点検や措置の工法選定の考え方について定めている。

3. 建築物の維持管理における石綿対策

3.1 対策の対象とする建築物

石綿に係る規制は段階的に強化されており、2006 年（平成 18 年）9 月には、労働安全衛生法及び同施行令に基づき、石綿の含有率が 0.1%を超える建材の製造や使用が禁止されている（図 8）。したがって、これ以降に建築に着手した建築物や改修等が行われた部分については、石綿含有建材は使用されていないと判断することができる。

一方、2006 年（平成 18 年）8 月以前に建築に着手した建築物は石綿含有建材が使用されている可能性があることから、石綿含有建材の使用の有無を把握し、使用されている場合は適切に管理する必要がある。

石綿を含有する建材の種類は多岐にわたり、建築物の様々な箇所に使用されている（1.4 を参照）。鉄骨造（S 造）をはじめ、鉄筋コンクリート造（RC 造）や木造の建築物でも石綿が使用されている可能性があり、建築物の構造のみで石綿対策の必要性を判断することはできない。

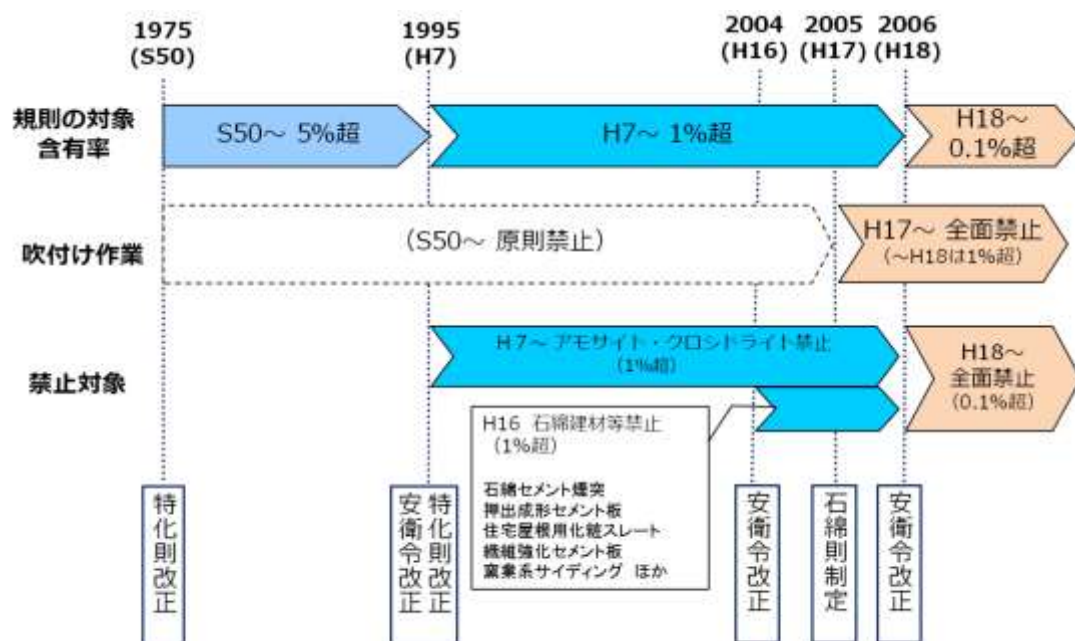


図 8 労働安全衛生法令における石綿規制の推移¹²⁾

なお、2006 年（平成 18 年）に改正・施行された建築基準法では、建築物における石綿の使用を禁止するとともに、定期報告制度における特定建築物の定期調査事項とし

¹²⁾ 厚生労働省：「『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版]」（2018）

て吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール※の使用状況や措置の状況が追加されている。

そのため、定期報告の対象となっている建築物（表 6）は、法令上の義務として吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウール※の使用状況や措置の状況を確認する必要がある。

※建築基準法において対象とする石綿含有建材は、吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールのみである。

参考 定期調査報告書の石綿に係る記載部分¹³⁾

【3 石綿を添加した建築材料の調査状況】		(該当する室)
【イ 該当建築材料の有無】	☐ 有 (飛散防止措置 無) ()	
	☐ 有 (飛散防止措置 有) ()	
	☐ 無	
【ロ 措置予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	
	☐ 無	

¹³⁾ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 定期調査報告書
(<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/doc/tokkenhoukokusyo2016.pdf>)

表 6 定期報告の対象となる建築物¹⁴⁾ (平成 28 年 6 月 1 日施行)

用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	報告時期
劇場、映画館、演芸場	・地階又はF $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 200 m ² ・主階が1階にないものでA>100 m ²	毎年報告
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場	・地階又はF $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 200 m ² (平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が 400 m ² 未満の集会場を除く。)	
旅館、ホテル	F $\geq$ 3階かつA>2000 m ²	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	F $\geq$ 3階かつA>3000 m ²	
地下街	A>1500 m ²	
保育所等の児童福祉施設等(注意 4 に掲げるものを除く。)	・F $\geq$ 3階 ・A>300 m ² (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m ² 未満のものを除く。)	3年ごとの報告
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等(注意 4 参照)	・地階又はF $\geq$ 3階 ・A= 300 m ² (2階部分) ・A>300 m ² (平家建て、かつ、床面積の合計が 500 m ² 未満のものを除く。)	
旅館又はホテル(毎年報告のものを除く。)	・F $\geq$ 3階 ・A>2000 m ²	
学校、学校に附属する体育館	・F $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 2000 m ²	
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	・F $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 2000 m ²	
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F $\geq$ 5階かつA>1000 m ²	3年ごとの報告
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)	・地階又はF $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 500 m ²	
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・F $\geq$ 3階 ・A>500 m ²	
複合用途建築物(共同住宅の複合用途及び事務所等のものを除く。)	5階建て以上で、延床面積が 2000 m ² を超える建築物のうち F $\geq$ 3階かつA>1000 m ²	
事務所その他これに類するもの	・地階若しくはF $\geq$ 3階 ・A $\geq$ 300 m ² (2階部分)	3年ごとの報告
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意 5 参照)	F $\geq$ 5階かつA>1000 m ²	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意 4 に掲げるものを除く。)		

注意)

- 1 F $\geq$ 3階、F $\geq$ 5階、地階若しくはF $\geq$ 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるものをいう。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれる。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいう。
- 5 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいう。

¹⁴⁾ 東京都都市整備局 HP(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/ch_2_01.pdf)を基に作成

3.2 対策の対象とする建材等

供用中の建築物において、石綿を飛散させるおそれが比較的大きい建材としては、吹付け材や保温材等がある。

石綿障害予防規則では、事業者は労働者を就業させる建築物に石綿を含む吹付け材や保温材、耐火被覆材等があり、それらが劣化すること等で労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、それらの石綿含有建材の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。

そのため、建築物の維持管理においては、以下の建材について、石綿の使用の有無や劣化等の状況を把握する必要がある。

- 吹付け材
 - ・ 吹付け石綿
 - ・ 吹付けロックウール
 - ・ 吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）
 - ・ 吹付けパーライト 等
- 保温材
 - ・ 石綿保温材
 - ・ けいそう土保温材
 - ・ パーライト保温材
 - ・ けい酸カルシウム保温材
 - ・ バーミキュライト保温材
 - ・ 水練り保温材 等
- 耐火被覆材
 - ・ 耐火被覆板
 - ・ けい酸カルシウム板第二種 等
- 断熱材
 - ・ 屋根用折板裏断熱材
 - ・ 煙突用断熱材 等

また、石綿を含む成形板等については、通常の使用状態では石綿が飛散するおそれは少ないと考えられるが、建材が損傷した場合や改修等のために切断する場合等は石綿が飛散することが考えられるため、成形板等についても石綿含有の有無を把握しておくことが望ましい。

3.3 石綿含有建材の使用の有無の確認

建築物の石綿対策を行うにあたり、まずその建築物に石綿含有建材が使用されているか否かを把握するための調査を行う必要がある。

石綿含有建材の見落としがあった場合、適切な対策を行うことができないため、石綿対策において調査の正確性は非常に重要である。調査は原則として建築物全体について行うこととなるが、石綿含有建材は天井裏等、通常の利用では確認できない部分にも使用されていることがあるため、注意が必要である。

(1) 石綿含有建材の調査の実施者

石綿含有建材は多岐にわたるため、調査において石綿を含有している可能性のある建材を見分けるためには、石綿に関して一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行う必要がある。

そのため、調査は以下の者に実施させることが望ましい。

- ① 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項の講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者
- ② 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

①の資格者については、資格者全員が掲載されたリストは公開されていないが、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会のHPに当該協会に登録した調査者のリストが掲載されている（<https://asa-japan.or.jp/members.php>）。

②の資格者については、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会のHP上で登録者が公開されている（<http://www.nada20090620.com/member/>）。

(2) 石綿含有建材の調査の概要

石綿含有建材の調査の流れを図 9 に示す。

建築物の石綿含有建材の使用状況の調査を行う場合、まず設計図書等を確認し、石綿を含有している可能性がある建材の抽出を行う。上記の有資格者等に調査を依頼する際は、以下の設計図書等を提供することで適切な調査を行うことができる。

- ・ 建築確認図、竣工図等の書類・図面等
- ・ 増改築を行った場合、それらの書類・図面等
- ・ 過去に石綿に係る調査・分析を行っている場合はその結果 等

設計図書等で石綿を含有している可能性がある建材を抽出後、現地調査を行い、設計図書等で確認された建材の使用状況や設計図書等に記載されていない建材の有無等

を確認する。設計図書等で石綿を含有している可能性がある建材が確認できない場合も、設計図書と異なる建材が使用されている可能性があるため、必ず現地調査を行い、目視で確認を行う。

現地調査で石綿を含有する可能性がある建材が確認された場合は、外観から石綿を含有しているか否かの判断を行うことはできず、建材を採取し、JIS規格に基づく材質分析（JIS A 1481「建材製品中の石綿含有率測定方法」）を行うことが必要となる。また、建築物を利用している間は分析を行わずに石綿が含有されているとみなして維持管理を行うことも考えられる。

建材中の石綿の分析には高度な技術が必要となるため、分析を行う場合には、専門的な測定機関に依頼する必要がある。なお、建材が石綿を含有している場合、試料を採取することによって石綿が飛散するおそれがあるため、採取はむやみに行わず、上記の有資格者や分析機関に依頼することが望ましい。自ら採取する場合には、これらの者の指示に従い、適切な飛散防止、ばく露対策を講じること。

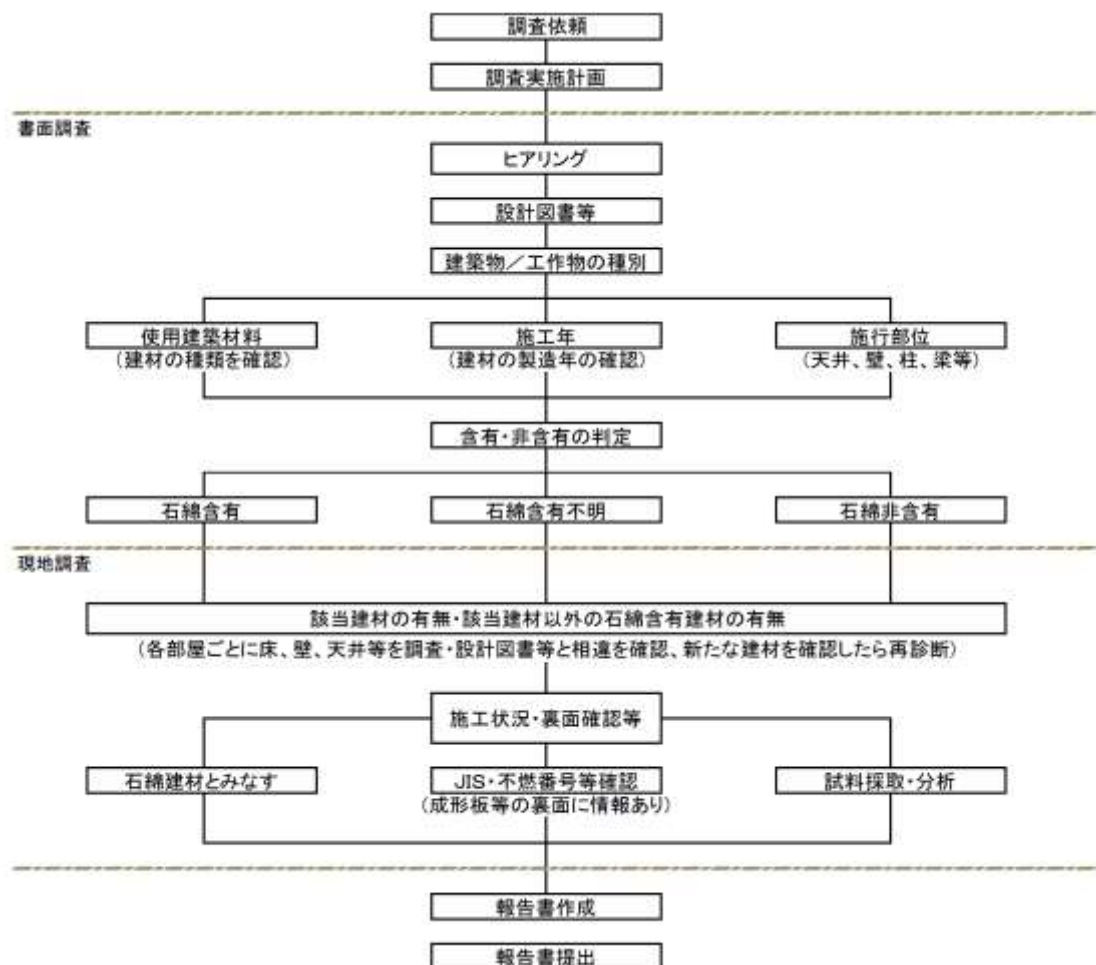


図9 石綿含有建材の調査の流れ¹²⁾

(参考) 分析調査費用の目安

分析調査	費用の目安
定性分析のみ	1 検体あたり約 3～6 万円
定性及び定量分析	1 検体あたり約 4～10 万円

備考)

- ・ 定性分析は建材が石綿を含有するか否かを把握する分析、定量分析は建材中の石綿の含有率を把握する分析である。石綿の飛散防止措置の方法や維持管理方法は含有率では変わらないため、定量分析は必ずしも実施する必要はない。

3.4 飛散のおそれの程度の把握

石綿含有建材は、健全な状態であれば石綿が飛散するおそれはそれほど大きくないものの、経年劣化や損傷により建材が劣化すると石綿が飛散するおそれが大きくなる。調査により石綿含有建材が使用されていることが確認された場合、又は使用されている吹付け材や保温材・断熱材等に石綿が使用されているとみなした場合、実際に使用箇所の現場に行き、目視により劣化や損傷の状況を確認し、石綿や石綿を含むおそれのある粉じんの飛散のおそれがどの程度あるかを把握する必要がある。

東京都の室内環境維持管理指導指針では、吹付け材の飛散のおそれの程度について、「飛散のおそれが大きい」、「飛散のおそれが小さい」、「安定」の3種類に分類することとしている。それぞれの分類を表7に示す。また、判断の際の参考として吹付け材の劣化状態及び種類を図10に示す。

表7 吹付け材の飛散のおそれの程度分類

分類	吹付け材の状態
飛散のおそれが大きい	以下のいずれか一つでもある状態 ・ 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合（図10 ①） ・ 繊維のくずれがある場合（図10 ②） ・ 繊維の垂れ下がりがある場合（図10 ③） ・ 吹付け面全体に損傷・欠損がある場合（図10 ⑥） ・ 床面に破片が頻繁に見られる場合 ・ 吹付け材が下地と遊離している場合（図10 ④）
飛散のおそれが小さい	以下のいずれかの状態 ・ 損傷・欠損は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかりと固着している場合（図10 ⑤） ・ 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合
安定	以下のいずれも満たす状態 ・ 吹付け面にひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない場合 ・ 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合 ・ 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合 ・ 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合

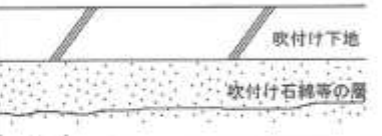
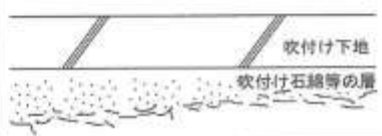
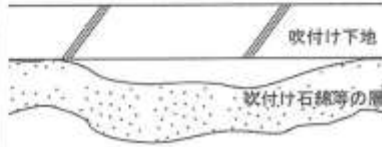
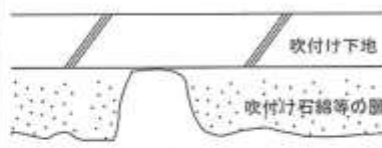
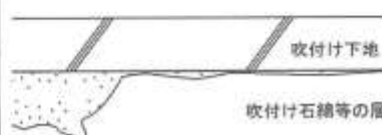
劣化状態	定義、主な要因
① 層表面の毛羽立ち  	吹付け石棉等の表層部で結合材の劣化等によって石棉繊維が毛羽立っているもの。
② 繊維のくずれ  	『毛羽立ち』の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。
③ たれ下がり  	吹付け石棉等の一部分が劣化し、外力等によって層外へたれ下がっているもの。
④ 下地と吹付け石棉等との間の浮き、はがれ  	吹付け石棉等の下地への付着力が低下することによって、吹付け石棉等と下地との間に隙間、はく離がみられるもの。
⑤ 層の局部的損傷、欠損  	人為的、又は経時変化によって、吹付け石棉等の層の表面、層自体の層間、下地間で生じた局部的なへこみ、はく落、はく離。
⑥ 層の損傷、欠損  	人為的、又は経時変化によって、生じた施工面のほぼ全面にわたるへこみ、はく落、はく離。

図 10 吹付け材の劣化状態及び種類¹⁵⁾

¹⁵⁾ 一般財団法人日本建築センター：既存建築物の吹付け石棉粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

【吹付け石綿の施工例】



写真 12 損傷・欠損に至った吹付け石綿の施工例



写真 13 全面に繊維のくずれのある吹付け石綿の施工例



写真 14 局所的な表面の毛羽立ちのある吹付け石綿の例（天井面）

※巻末に示す参考文献・ホームページには、吹付け石綿以外の吹付け材の施工例の写真が掲載されているものがあるので、併せて参考にする事。

保温材等についても、吹付け材と同様に飛散のおそれの程度を分類する。保温材等の飛散のおそれの程度は以下のとおり判断する。

- 飛散のおそれ大きい
 - ・ 保温材が脱落している場合
 - ・ 耐火被覆板全面に損傷やひび割れがあり、落下している場合
 - ・ 屋根用折板断熱材全面に損傷や破れがあり、落下している場合
 - ・ 煙突用断熱材が剥離し、落下している場合

- 飛散のおそれが小さい
 - ・ 保温材の保護材（保護テープ等）が破損し、保温材が露出している場合
 - ・ 耐火被覆板に毛羽立ちや局所のひび割れ・破損がある場合
 - ・ 屋根用折板断熱材に摩耗や局所の破れがある場合
 - ・ 煙突用断熱材に毛羽立ちがある場合

- 安定
 - ・ 保温材の保護材に破損等がなく、保温材が露出していない場合
 - ・ 耐火被覆版や屋根用折板断熱材、煙突保温材に物理的損傷や劣化が見られない場合

3.5 飛散防止措置方法の選定

(1) 飛散防止措置を行う時期

石綿含有建材による石綿の飛散のおそれがある場合、可能な限り速やかに飛散防止措置を行い、建築物を利用する人のばく露を防止する必要がある。

飛散防止措置の時期の決定は、飛散のおそれの程度に加えて部屋等の使用状況を考慮して判断する。部屋等の使用頻度の程度は「使用頻度が高い」又は「使用頻度が低い」の2つに分類することとし、以下のとおり判断する。

- 「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等、人の出入りが多く常時使用する場所をいう。
- 「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の人の出入りがほとんどない場所をいう。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれるものとする。

室内環境維持管理指導指針では、建築物に吹付け材が存在する場合、飛散のおそれの程度と部屋等の使用頻度から、以下の表 8 を用いて除去等の措置の時期や管理としての取扱いを判断することとしている。建築物に保温材等がある場合も同様に、保温材等の劣化等の状況と当該材料がある部屋等の使用頻度から措置の時期を判断する。

なお、除去工事が終了するまでの間は、石綿含有建材が衝撃、振動又は摩擦等による損傷を受けないよう、維持管理には十分に注意する必要があることは言うまでもない。

表 8 吹付け材の除去等の措置の時期等の判定

吹付け材の状態 部屋等の使用状況	飛散のおそれ 大きい	飛散のおそれ 小さい	安定
	飛散のおそれ 大きい	飛散のおそれ 小さい	安定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D
<措置の時期> A：直ちに、除去等の措置を行う。 B：早い時期に、除去等の措置を行う。 C：損傷部については直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。 D：点検・記録による管理をする。			

(2) 飛散防止措置の工法

石綿含有吹付け材の飛散防止措置には、①除去、②封じ込め、③囲い込みの3種類がある。それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

- 除去工法

石綿含有吹付け材を建築物から取り除く方法。除去を行う際は、周囲に石綿が飛散することを防止するため、プラスチックシートで部屋を隔離する、集じん・排気装置を用いて隔離した部屋内を負圧にする等の対策が必要になる。



写真 15, 16 プラスチックシートによる隔離例¹⁶⁾



写真 17 石綿の除去作業¹⁶⁾

¹⁶⁾ 環境省水・大気環境局大気環境課「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(2014)

(参考) 吹付け石綿除去費用の目安¹⁷⁾

石綿処理面積	除去費用
300 m ² 以下	2.0 万円/m ² ～8.5 万円/m ²
300 m ² ～1,000 m ²	1.5 万円/m ² ～4.5 万円/m ²
1,000 m ² 以上	1.0 万円/m ² ～3.0 万円/m ²

備考)

- ・アスベストの処理費用は状況により大幅な違いがある。(部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施工条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なり、処理費に大きな幅が発生する。)
- ・特にアスベスト処理面積300 m²以下の場合は、処理面積が小さいだけに費用の目安の幅が非常に大きくなっている。
- ・上記処理費用の目安については、施工実績データから処理件数上下15%をカットしたものであり、施工条件によっては、この値の幅を大幅に上回ったり、下回ったりする場合もありうる。

● 封じ込め工法

表面固化処理又は内部浸透処理により吹付け材の表面を固定し、石綿の飛散を防止する方法。石綿含有建材は建築物に残るため、定期的に点検を行い、措置の効果が維持されていることを確認する必要がある。



写真 18 封じ込め施工例

¹⁷⁾ 国土交通省：「石綿（アスベスト）除去に関する費用について」(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_4/01.pdf)

- 囲い込み工法

石綿含有吹付け材を板材やシートで覆って密閉し、石綿の飛散を防止する方法。封じ込め工法と同様に石綿含有建材が建築物に残るため、定期的な点検が必要となる。



写真 19 囲い込み施工例

飛散防止措置の選定は、図 11 のフローチャートに沿って工法を選択する。

ただし、大気汚染防止法では、改修・解体時の工事において、建材の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該建材の除去を行うこととしている。また、建築基準法では、既存建築物の増改築時には、吹付け石綿等※を除去することを義務づけている。（床面積が増改築前の床面積の 1/2 を超えない増改築及び大規模な修繕、模様替を行う場合には当該部分以外の部分については、封じ込め及び囲い込みの措置を行えばよいとしている。）これらに該当する場合は、フローチャートに係らず除去が必要となることに注意が必要である。

※建築基準法では、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを規制の対象としており、他の吹付け材や保温材等については建築基準法の規定は適用されない。

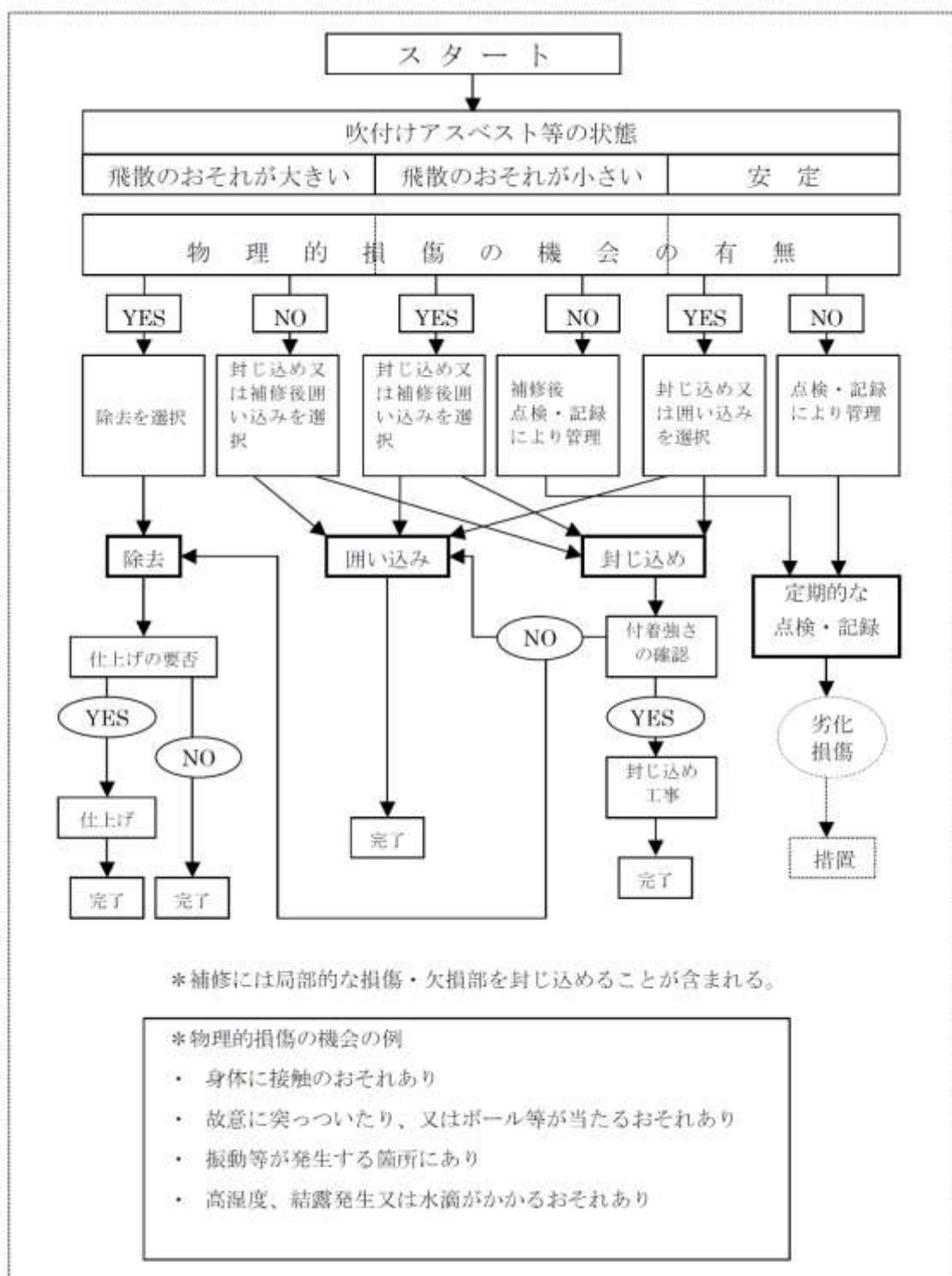


図 11 吹付け石綿等の工法選定のフローチャート¹⁸

¹⁸ 東京都福祉保健局「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」

工法の選定にあたっては以下の点に留意すること。

- ① 飛散のおそれが大きく、物理的損傷の機会※がある状況の場合は「除去」を原則とする。
- ② 図 11 の「吹付け石綿等の工法選定のフローチャート」に基づき工法を選定するが、封じ込め又は囲い込みの選択となった場合でも、「除去」を選択することも当然ながら可能である。
- ③ 封じ込めを行う場合には、封じ込め後の重量に耐えられるかどうか、事前に吹付け材と下地との付着の強さを確認する。
- ④ 封じ込め、囲い込みの措置を行った場合は、石綿を残置することになるため、引き続き維持管理が必要となる。また、建築物の改修・解体を行う際に改めて除去工事が必要となる。
- ⑤ 吹付け材の状態が安定している場合は、当面措置は行わず、点検・記録により管理することも可能である。しかし、この場合でも、直近で改修する機会をとらえて、除去等の措置を行うことが望ましい。

※物理的損傷の機会の例

- ・ 身体に接触のおそれあり
- ・ 故意に突っついたり、又はボール等が当たるおそれあり
- ・ 振動等が発生する箇所にある
- ・ 高湿度、結露発生又は水滴がかかるおそれあり

保温材等についても、吹付け材と同様の考え方で工法を選定する。

なお、除去等の措置を行う場合も、大気汚染防止法等の法令に基づき、作業の届出や、除去等の際の飛散防止・ばく露防止の措置などを行う必要がある。

除去等の措置を行う際に必要となる届出等を表 9 に示す。また、大気汚染防止法に基づき除去等の工事を行う際の一般的な手順を図 12 及び図 13 に示す。

表 9 除去等の措置を行う際に必要となる届出等

法令	対象建築物	届出者	届出書類	届出期限	届出先
大気汚染防止法	全ての建築物	発注者	特定粉じん排出等作業届出書	作業開始の14 日前	表 10 参照
環境確保条例	下記のいずれかに該当する建築物 ①石綿含有吹付け材の施工面積が 15 m ² 以上 ②床面積 500 m ² 以上	発注者	石綿飛散防止方法等計画届出書	作業開始の14 日前	表 10 参照
石綿障害予防規則	全ての建築物	除去等を行う事業者	建設工事計画届	作業開始の14 日前	労働基準監督署
			建築物解体等作業届	作業開始前	労働基準監督署

表 10 大気汚染防止法及び環境確保条例の届出窓口

工事の場所	届出先（窓口）
特別区（23 区）	各特別区の環境主管課
八王子市	八王子市環境部環境保全課
八王子市以外の市	【延べ面積が 2,000 m ² 未満の建築物の工事の場合】 各市の環境主管課
	【その他の工事の場合】 東京都 多摩環境事務所 環境改善課
西多摩郡の町村	東京都 多摩環境事務所 環境改善課
島しょの町村	東京都 環境局 環境改善部 大気保全課

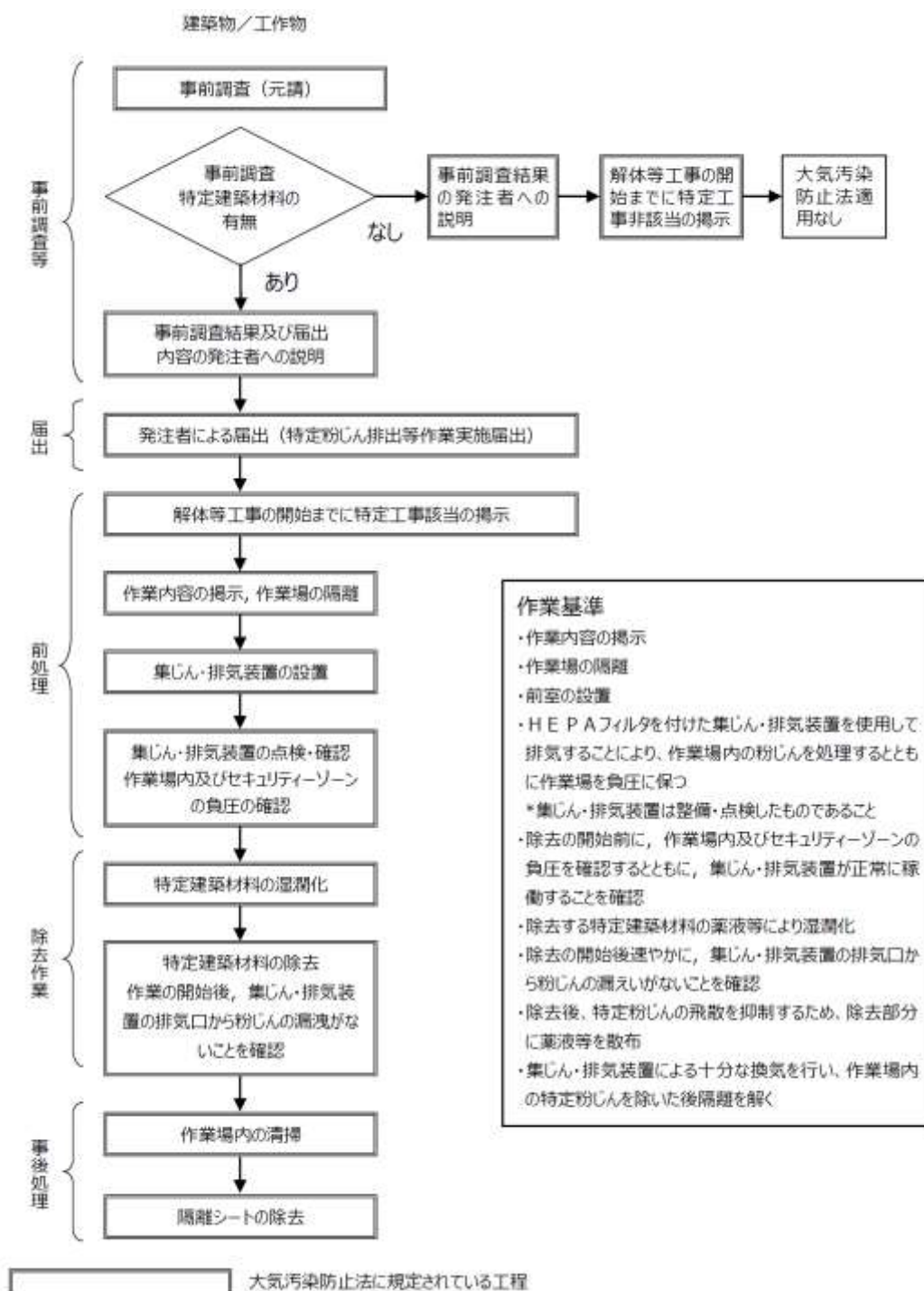


図 12 大気汚染防止法に基づき石綿の除去等を行う際の一般的な手順（解体時）¹⁶⁾

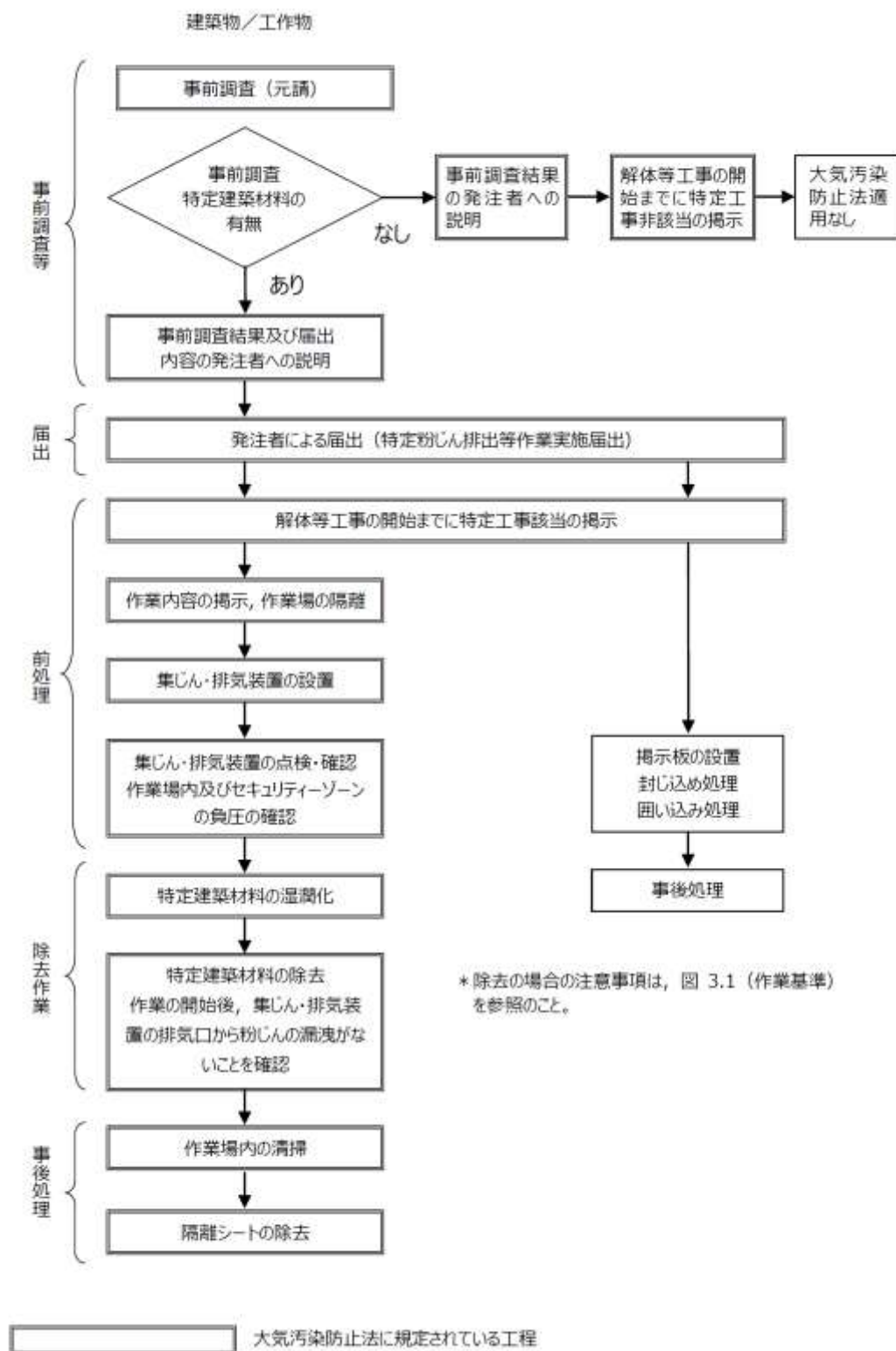


図 13 大気汚染防止法に基づき石綿の除去等を行う際の一般的な手順（改造・補修時）¹⁶⁾

なお、石綿対策については、日本政策金融公庫や東京都において低利融資制度を実施しているため、必要に応じて活用されたい。また、東京都内では、建築物の石綿に係る調査や飛散防止措置に係る補助制度を設けている区市がある。各区市の補助制度の一覧を参考資料 3 に示す。補助内容は区市によって変わるため、詳細は各区市に問い合わせること。

- ・ 日本政策金融公庫

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

- ・ 東京都

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/faq/air/asbestos/faq_06.html#cmsQ49

3.6 石綿含有建材の維持管理

建築物に使用された吹付け材及び保温材等に石綿が含有されていることが確認された場合、次のように維持管理を行う必要がある。

点検等のために石綿含有建材から石綿が飛散しているおそれがある場所に立ち入る際は、マスクの着用等のばく露防止対策を行うこと。

- 点検・記録による管理を選択した場合

- ① 石綿含有建材及び施工場所の状況等を定期的に点検し記録を行う。
 - ・ 使用頻度が高い場所 … 概ね月 1 回
 - ・ 使用頻度が低い場所 … 6 ヶ月に 1 回
- ② 点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修を行う。
- ③ 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、3.4 により再度判定を行い適切な措置を行う。

- 除去を選択した場合

- ① 除去工事後、室内空気中の石綿繊維数濃度を測定・記録して飛散のないことを確認する。

空気中の石綿繊維数濃度の測定方法としては、以下の方法がある。

 - ・ 「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）」（平成 29 年 7 月 環境省水・大気環境局大気環境課）に示された方法
(総繊維数が 1f/L を超えない場合、必ずしも石綿繊維数濃度を測定する必要はない)
- ② 除去後、耐火・防音等の機能を補う必要がある場合は、消防法等の関係法令に留意して対策を講じる。

- 封じ込め又は囲い込みを選択した場合

- ① 施工後は、概ね年 1 回の頻度で施工場所を点検し記録を行う。
- ② 点検の結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修する。



写真 20 空気中の石綿濃度測定

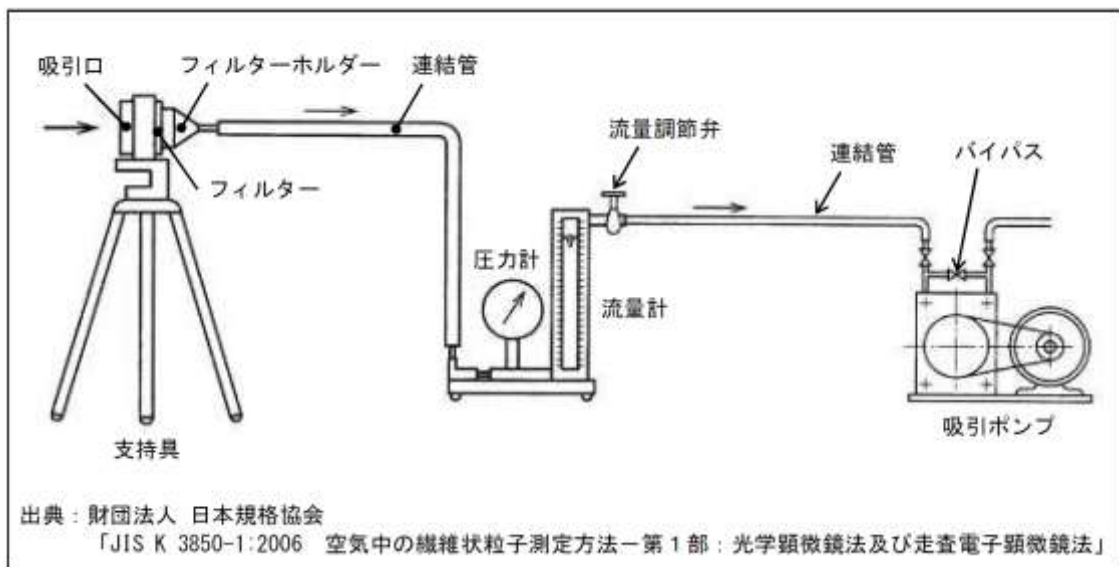


図 14 空気中の石綿濃度測定装置の構成の例

3.7 記録

石綿の調査結果及び飛散防止措置の内容については、台帳を作成して記録することが望ましい。次ページに台帳の様式例及び記入例を示す。

建築物の解体・改修等を行う際は、大気汚染防止法等の法令等により石綿に係る調査が必要となるため、この台帳等を解体・改修を行う業者に提供することで円滑な工事が可能となる。

また、建築物の所有者が変更となる場合は、新たな所有者に台帳等を譲渡し、引き続き点検を行うよう伝達することが望ましい。

吹付けアスベスト等管理台帳兼記録票（様式例）

施設名		施設所在地		施設所有者		施設届出者		点 検 計 画 等	点検周期					
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年数	管理担当者部課名（電話）				点 検 内 容					
調 査 診 断	場所							点 検 記 録	場所 点検日				備考欄	
	調査機関 （種類、含有率等）													
	調査日													
	完成図書による確認													
	アスベストの有無													
	使用部位													
	使用面積													
	種類等													
	※ 含有率													
	表面状態（目視）													
	※総繊維数濃度又は アスベスト繊維数濃度													
	判定結果													
処 理 状 況	工法													
	工事完了年月日													
	工事施工業者													
	その他工事記録													
備 考														

（注）判定結果は、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」の第4（2）による判定結果を記入する。 ※は、分析を実施した場合のみ記入する。

吹付けアスベスト等管理台帳兼記録票（記入例）

施設名		施設所在地		施設所有者		施設届出者	
東京〇〇ビル		△△区〇〇 1-1-1					
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年数	管理担当者部課名(電話)		
事務所		鉄骨	〇〇〇〇m ²	1972 年 3 月	施設課 担当者 △△ (03-AAAA-BBBB)		

調 査 診 断	場所	1 階 機械室	地下 2 階 倉庫	7 階 居室	
	調査機関 (種類、含有率等)	(株)〇〇〇〇	同左	同左	
	調査日	2016 年 8 月 2 日	2016 年 8 月 2 日	2016 年 8 月 2 日	
	完成図書による確認	済	済	済	
	アスベストの有無	あり	あり	あり	
	使用部位	天井、給排水管	壁	天井	
	使用面積	〇〇〇.〇m ²	〇〇〇.〇m ²	〇〇〇.〇m ²	
	種類等	①石綿含有岩綿吹付け ②石綿含有保温材	石綿含有岩綿吹付け	石綿含有ひる石吹付け	
	※ 含有率	①クリソタイル 5 % ②アモサイト 10%	クリソタイル 5 %	クリソタイル 10%	
	表面状態 (目視)	①損傷なし ②損傷なし	損傷あり	損傷あり	
	※総繊維数濃度又は アスベスト繊維数濃度	△本/L	△本/L	△本/L	
	判定結果	D	C	A	
	処 理 状 況	工法		封じ込め	除去
工事完了年月日			2018 年 2 月 21 日	2016 年 11 月 20 日	
工事施工業者			(株)〇〇〇〇	〇〇〇〇(株)	
その他工事記録			施工後の繊維数濃度 〇本/L	施工後の繊維数濃度 〇本/L	
備 考		点検による管理	点検による管理		

点 検 計 画 等	点検周期	機械室：1 回/6 ヶ月 倉庫：1 回/6 ヶ月 (18 年 4 月より 1 回/1 年) 居室：1 回/1 ヶ月 (16 年 11 月より点検なし)			
	点検内容	目視による点検及び 総繊維数又はアスベスト繊維数濃度測定			

点 検 記 録	場所	機械室	倉庫	居室	備考欄	
	点検日	2016 年 8 月 2 日	良	良	良	濃度測定
	2016 年 9 月 10 日	—	—	良		
	2016 年 10 月 2 日	—	—	不良損傷 あり	損傷部分簡 易補修	
	2016 年 11 月 20 日	—	—	損傷のため除去	居室除去 濃度測定	
	2017 年 2 月 2 日	良	良			
	2017 年 8 月 1 日	良	良			
	2018 年 2 月 4 日	良	不良損傷 あり		封込作業 開始	
	2018 年 2 月 21 日	—	封じ込め 作業完了		倉庫封込 濃度測定	
	2018 年 8 月 6 日	良	—			
	2019 年 2 月 3 日	良	良		濃度測定	

(注) 判定結果は、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」の第 4 (2) による判定結果を記入する。 ※は、分析を実施した場合のみ記入する。

参考資料 1 参考文献・HP

(石綿の基礎知識に係る参考文献・HP)

- 東京都環境局 アスベスト Q&A 基本的知識
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/faq/air/asbestos/asbestos.html>
- 国土交通省 アスベスト対策 Q&A
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a39>
- 厚生労働省 アスベスト（石綿）に関する Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/topics/tp050729-1.html
- 東京労働局 総合パンフレット「アスベスト対策－予防から救済まで－」
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0145/6299/201772182516.pdf>
- 独立行政法人環境再生保全機構 石綿と健康被害（第 12 版）
<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/kenkouhigai/pdf/panphlet.pdf>

(石綿含有建材に係る参考文献・HP)

- 国土交通省 目で見るアスベスト建材（第 2 版）
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf
- 石綿（アスベスト）含有建材データベース
<http://www.asbestos-database.jp/>
- 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 写真で見る石綿（せきめん・いしわた）・石綿製品
<https://www.asbestos-center.jp/asbestos/byphoto/index.html>

(石綿の飛散防止措置に係る参考文献・HP)

- 東京都環境局 建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals/scatter_prevention.html
- 厚生労働省 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版]
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000199663.pdf>
- 環境省 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/full.pdf
- 一般財団法人日本建築センター 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018

参考資料2 関係法令等（抜粋）

① 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第一条（目的）

この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者^{※1}（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の二～四 （略）

※1 労働基準法第九条に規定する労働者

労働基準法第九条（定義）

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第三条（事業者等の責務）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第二十二条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第三十四条（建築物貸与者の講ずべき措置）

建築物で、政令で定めるもの^{※2}を他の事業者^{※1}に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者^{※1}に貸与するときは、この限りでない。

※2 政令で定める建築物

労働安全衛生法施行令第十一条（法第三十四条の政令で定める建築物）

法第三十四条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

第五十五条（製造等の禁止）

黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるもの^{※3}は、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

※3 政令で定める労働者に重度の健康障害を生ずる物

労働安全衛生法施行令第十六条第一項（製造等が禁止される有害物等）

法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるもの^{*}を除く。）

イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

五～八 （略）

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

* 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成三十年四月六日 厚生労働省令第五十九号）第四十六条の二（令第十六条第一項第四号の省令で定めるもの等）

令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「製造等可能石綿等」という。）を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合あらかじめ労働

働基準監督署長に届け出られたもの

二 製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの

2 前項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第三号の二による届書を、製造等可能石綿等を製造し、輸入し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

第八十八条（計画の届出等）

1～2 （略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの^{※4}を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4～7 （略）

※4 厚生労働省令で定める計画の届出が必要な仕事

労働安全衛生規則第九十条

法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五 （略）

五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七 （略）

② 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）

注）法第三条～第七条における「事業者」とは、解体等作業を実施するものを指す。

第一条（事業者の責務）

事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。

2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。

第二条（定義）

この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号に規定する石綿等^{※5}をいう。

※5 労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿等

労働安全衛生法施行令第六条

法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～二十二 （略）

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業

第三条（事前調査）

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又

は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日

二 第一項の調査の方法及び結果の概要

第四条（作業計画）

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

一 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一 作業の方法及び順序

二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

第五条（作業の届出）

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあっては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。）

三 前二号に掲げる作業に類する作業

2 前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出をする場合にあっては、適用し

ない。

第六条（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）

事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

二 石綿等の除去等を行う作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。

三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること。

四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

六 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前二号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

第七条（保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置）

事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）

2 特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

第八条（石綿等の使用の状況の通知）

第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

第九条（建築物の解体工事等の条件）

第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第十条（労働者が石綿等に暴露するおそれがある建築物等における業務に係る措置）

事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2～3 （略）

4 法第三十四条 の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するお

それがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

③ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

第一条（目的）

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨（こ）線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四～六 （略）

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性

能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１） 耐火構造であること。

（２） 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（ｉ）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（ｉ） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（ｉｉ） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十～十一 （略）

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六～三十四 （略）

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、

その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第三条（適用の除外）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一～二 （略）

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至った建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第六条（建築物の建築等に関する申請及び確認）

建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百㎡を超えるもの

- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百㎡、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百㎡を超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十㎡以内であるときについては、適用しない。
- 3～9 （略）

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（（一）項の場合にあつては客席、（二）項及び（四）項の場合にあつては二階、（五）項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百㎡（屋外観覧席にあつては、千㎡）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三百㎡以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二千㎡以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	五百㎡以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百㎡以上	千五百㎡以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十㎡以上

第八条（維持保全）

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適

法な状態に維持するように努めなければならない。

2 (略)

第九条の四（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第十条（著しく保安上危険な建築物等に対する措置）

特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第十二条（報告、検査等）

第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政

令で定めるもの以外の特定建築物^{※6}（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 （略）

3 特定建築設備等^{※6}（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4～9 （略）

※6 定期報告を要する建築物等

建築基準法施行令第十六条（定期報告を要する建築物等）

法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一^{*}（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの
- 三 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百㎡以上の建築物
- 四 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千㎡以上の建築物

- 五 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百㎡以上の建築物
- 2 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。
- 3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - 二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
- * p. 27 参照

第二十八条の二（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質^{※7}（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料^{※8}（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

※7 石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質

建築基準法施行令第二十条の四（著しく衛生上有害な物質）

法第二十八条の二第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

※8 石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件

国土交通省告示第千百七十二号（平成一八年九月二十九日）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ

め添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。

- 一 吹き付け石綿
- 二 吹き付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇.一パーセントを超えるもの

第八十六条の七（既存の建築物に対する制限の緩和）

第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、…（中略）…の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内^{※9}において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2～4 （略）

※9 法第二十八条の二の規定の適用を受けない建築物の範囲

建築基準法施行令第百三十七条の四の三（石綿関係）

第百三十七条の四の三 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（前条に規定する基準に係る部分に限る。第百三十七条の十二第三項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。
- 二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
- 三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準^{*}に適合すること。

*** 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件**

国土交通省告示第千百七十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加さ

れた建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの（以下「対象建築材料」という。）に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

一 次のイからへに適合する方法により対象建築材料を囲い込む措置

イ 対象建築材料を板等の材料であつて次のいずれにも該当するもので囲い込むこと。

(1) 石綿を透過させないものであること。

(2) 通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。

ロ イの囲い込みに用いる材料相互又は当該材料と建築物の部分が接する部分から対象建築材料に添加された石綿が飛散しないよう密着されていること。

ハ 維持保全のための点検口を設けること。

ニ 対象建築材料に劣化又は損傷の程度が著しい部分がある場合にあつては、当該部分から石綿が飛散しないよう必要な補修を行うこと。

ホ 対象建築材料と下地との付着が不十分な部分がある場合にあつては、当該部分に十分な付着が確保されるよう必要な補修を行うこと。

ヘ 結露水、腐食、振動、衝撃等により、対象建築材料の劣化が進行しないよう必要な措置を講じること。

二 次のイからニに適合する方法により対象建築材料に添加された石綿を封じ込める措置

イ 対象建築材料に建築基準法第三十七条第二項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤（以下単に「石綿飛散防止剤」という。）を均等に吹き付け又は含浸させること。

ロ 石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させた対象建築材料は、通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。

ハ 対象建築材料に石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させることによつて当該対象建築材料の撤去を困難にしないものであること。

ニ 第一号ニからへまでに適合すること。

第八十八条（工作物への準用）

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの[※]
¹⁰（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、…（中略）…第七条…（中略）…第八条から第十一条まで…（中略）…

第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）…（中略）…の規定を、昇降機等については、…（中略）…第十二条第一項から第四項まで、…（中略）…の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

※10 政令で指定する工作物

建築基準法施行令第百三十八条（工作物の指定）

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

一～五 （略）

2 昇降機、ウオーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物については、第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

一～六（略）

④ 宅地建物取引業

第一条（目的）

この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする。

第二条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいい、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外のものを含むものとする。
- 二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。
- 三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
- 四 宅地建物取引士 第二十二条の二第一項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。

第三十五条（重要事項の説明等）

宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一～十三 （略）

十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買ひ、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令^{※11}

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令^{※11}

※11 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項

宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三

法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一～三 (略)

四 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

五～十三 (略)

⑤ 大気汚染防止法

第一条（目的）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

第二条（定義等）

この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

1～7 （略）

8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの^{※12}をいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

9～10 （略）

11 この法律において「特定粉じん排出等作業^{※13}」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料^{※14}」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13～16 （略）

※12 特定粉じん

大気汚染防止法施行令第二条の四（特定粉じん）

法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

※13 特定粉じん排出等作業

大気汚染防止法施行令第三条の四（特定粉じん排出等作業）

法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

※14 特定建築材料

大気汚染防止法施行令第三条の三（特定建築材料）

法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

第十八条の十四（作業基準）

特定粉じん排出等作業に係る規制基準^{※15}（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

※15 大気汚染防止法施行規則第十六条の四（作業基準）

石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第七（第十六条の四関係）

一	令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格 Z 八一二二に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材
---	------------------------------------	---

		料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。 チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
三	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
四	令第三条の四第二号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

第十八条の十五（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負

契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 特定工事の場所
 - 四 特定粉じん排出等作業の種類
 - 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 七 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項^{※16}を記載した書類を添付しなければならない。

※16 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項

大気汚染防止法施行規則第十条の四（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四*による届出書によつてしなければならない。

- 2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - 三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所	(特定工事の名称)		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業（件）		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整 理 番 号	
特 定 建 築 材 料 の 種 類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審 査 結 果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （ 階建） その他工作物	※備 考	
特 定 工 事 を 施 工 す る 者 の 現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 場 所	電話番号		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
	使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

第十八条の十六（計画変更命令）

都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第十八条の十七（解体等工事に係る調査及び説明等）

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるもの^{※17}を除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面^{※18}を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項^{※19}を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第二十六条第一項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項^{※20}を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

※17 環境省令で定める特定工事に該当しないことが明らかな建設工事

大気汚染防止法施行規則第十六条の五（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- 一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- 二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

※18 環境省令で定める解体等工事に係る説明の時期及び説明の事項

大気汚染防止法施行規則第十六条の六（解体等工事に係る説明の時期）

法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

大気汚染防止法施行規則第十六条の七（解体等工事に係る説明の事項）

法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 調査を終了した年月日
- 二 調査の方法
- 三 調査の結果

※19 環境省令で定める解体等工事に係る説明の事項

大気汚染防止法施行規則第十六条の八（特定工事に係る説明の事項）

法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項*とする。

* p. 75 ※16 参照

※20 環境省令で定める掲示の方法及び掲示の事項

大気汚染防止法施行規則第十六条の九（解体等工事に係る掲示の方法）

法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

大気汚染防止法施行規則第十六条の十（解体等工事に係る掲示の事項）

法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 調査を終了した年月日
- 三 調査の方法
- 四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

第十八条の十八（作業基準の遵守義務）

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

第十八条の十九（作業基準適合命令等）

都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

第十八条の二十（発注者の配慮）

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

⑥ 東京都の条例・指針

1) 環境確保条例

第一条(目的)

この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

第二百二十三条(建設工事等に係る遵守事項)

建築物その他の施設等の建設(土地の造成を含む。)、解体又は改修の工事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん又は汚水(公共用水域に排出するものに限る。以下この節において同じ。)により、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならない。

- 2 石綿を含む建設材料(以下「石綿含有材料」という。)を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項^{※21}(以下この節において「遵守事項」という。)に従って工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視^{※22}を行わなければならない。

(平一九条例六五・一部改正)

※21 石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項

東京都告示第八百三十号(平成二十六年五月二十九日)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二百二十三条第二項に規定する石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項を次のとおり定めたので告示する。

第一 吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)又は石綿を含有する保温材(石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者の遵守事項

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第十八条の十七及び第十八条の十八の規定によるほか、次によること。

- 一 防じんシートその他の資材を使用して、工事現場に覆いをすること。
- 二 粉じんの飛散を防止するため、散水その他の方法により、工事現場を湿潤化すること。
- 三 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を講じること。
- 四 吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合

において、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、剥離した形跡があるときその他石綿が飛散するおそれのある作業を実施するときは、吹き付け石綿を使用する建築物その他の施設の解体において掻き落としの方法により吹き付け石綿を除去する作業に係る法第十八条の十四の作業基準に規定する措置と同等の措置を講ずること。

五 吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を取り除いた後、当該除去作業を行う場所（以下「作業場」という。）の外へ搬出すること。

六 作業場と周辺との隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業場内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。

七 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第二百二十四条第一項の規定による届出に必要な情報を法第十八条の十七第一項の規定による説明のときに発注者に提供すること。

八 一から七までの規定による措置、条例第二百二十三条第二項の規定による監視の結果に基づく措置、法第十八条の十四の作業基準に係る措置その他吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の除去等に係る措置を行ったときは、実施年月日、実施方法、異常の有無及び異常があった場合の措置内容並びに現場責任者の氏名を記録し、これを三年間保存すること。

第二 石綿含有材料のうち吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材以外のもの（以下「石綿含有成形板」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者の遵守事項

一 あらかじめ当該建築物その他の施設において使用されている石綿含有成形板の使用の箇所及び規模を設計図書等及び現場目視によって調査し、把握すること。

二 石綿含有成形板を除去するときは、薬剤等で湿潤化した後に行い、当該石綿含有成形板を破断しない方法で除去すること。

三 工事現場及びその周辺に、石綿含有成形板の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行うこと。

四 第一 一、二及び五に規定する措置と同等の措置を講ずること。

附則

1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。

2 平成十九年東京都告示第八百七十五号（石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項）は、廃止する。

※22 石綿の飛散の状況の監視

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五十九条（石綿の飛散の状況の監視）

条例第二百二十三条第二項に規定する石綿の飛散の状況についての監視は、別表第十三の上欄に掲げる工事の区分に応じ、同表下欄に掲げる監視の方法によるものとする。

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法(第五十九条関係)

(平一九規則二五・全改、平二六規則三二・一部改正)

工事の区分	監視の方法
一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの (除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であって、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。)	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上(当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上)大気中における石綿の濃度を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法
二 一以外のもの	解体又は改修工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法

付表

測定位置	工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所
測定方法	次に掲げる方法のうち、石綿の種類(クリソタイル、トレモライトその他の石綿の種類をいう。)に応じて適切であると認められるもの 一 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による方法 二 十分な精度を有するものとして知事が別に定める方法

(石綿含有建築物解体等工事に係る届出等)

第二百二十四条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設で、規則^{※23}で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則^{※23}で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修

の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)の発注者(工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。)又は石綿含有建築物解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画(以下「飛散防止方法等計画」という。)を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、飛散防止方法等計画が規則又は遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該飛散防止方法等計画を規則又は遵守事項に従ったものに変更することを勧告することができる。

(平一八条例五・平一九条例六五・平二六条例七四・一部改正)

※23 規則で定める条例による届出の要件

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第六十条 (石綿飛散防止方法等計画届等)

条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材(石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。)とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

- 2 条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五㎡とする。

- 3 条例第百二十四条第一項に規定する規則で定める延べ面積等は、建築物については延べ面積で五百㎡、建築物以外の施設については築造面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第五号に規定する築造面積をいう。)で五百㎡とする。

- 4 条例第百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならない。

(平一八規則一一〇・平一九規則二五・一部改正)

2) 吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

(目的)

第1 この指針は、建築物に使用されている吹付けアスベスト等に関して、東京都が指導を行う際の必要な事項を定めることにより、吹付け材からのアスベスト繊維の飛散を防止し、建築物内の良好な室内環境の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この指針における用語の意味は、次に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

天井や壁などに吹き付けられたアスベストもしくはロックウール、バーミキュライト及びパーライト等のうち、重量の0.1%を超えてアスベストを含有するもの

(2) 除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去すること。

(3) 封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベスト層の表面等を固定すること。

(4) 囲い込み

吹付けアスベスト等をシートや板等で囲うこと。

(5) 点検・記録による管理

(2)から(4)に掲げる措置を行わない吹付けアスベスト等に対して、定期的に点検し、結果を記録すること。

(6) 措置

吹付けアスベスト等に対して、(2)から(4)に掲げる措置を行うこと。

(7) 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条で規定する特定建築物（特別区の区域にある延べ面積が10,000平方メートル以下のものを除く。）

(基本方針)

第3 東京都は、第1の目的を達成するため、特定建築物の所有者・管理者等に対し、吹付けアスベスト等に係る指導・啓発を行い、市町村の区域においては、特定建築物以外の建築物に対しても、必要に応じて同様の指導・啓発を行うものとする。

(指導事項)

第4 建築物の所有者・管理者等に対して指導する場合の指導事項は、次のとおりとする。

(1) 調査

建築物の所有者・管理者等は、建築物内の吹付け材の有無について調査を行い、吹

付け材が存在する場合は、アスベストの含有調査を行う。

(2) 判定

(1)の調査の結果、アスベストの含有が確認された場合は、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を調査し、別表1「吹付け材に対する措置等の判定表」に従いその後の対応方法を判定する。

(3) 措置

ア 措置を行うに当たっては、別表2「吹付けアスベスト等の処理選択のフローチャート」を参考に工法を決定し、措置を行う。

イ 除去を選択した場合は、除去工事終了後、アスベスト繊維数濃度を測定・記録し、飛散のないことを確認する。また、除去後、耐火、防音等の機能を補う必要がある場合は、消防法等の関係法令に留意して対策を講じる。

ウ 除去以外の措置を講じた場合には、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存する。

エ 工事を委託する場合は、適正な方法で施工されているかどうかを確認する。

(4) 維持管理

判定の結果、点検・記録による管理を選択した場合、及び封じ込め・囲い込みによる措置を講じた場合の維持管理は、次に定めるところによる。

ア 点検・記録による管理を選択した場合

(ア) 利用頻度の高い場所については、おおむね月1回、それ以外の場所については、6箇月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、記録する。

(イ) 点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修を行う。

(ウ) 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、(2)により再度判定を行い適切な措置を講ずる。

イ 封じ込め又は囲い込みを選択した場合

(ア) 施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録する。

(イ) 点検の結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修等を行う。

(5) 周知

建築物の所有者・管理者等は、その建築物の改修工事を行う者等に対して次の事項を周知する。

ア 建築物内に吹付けアスベスト等が存在すること。

イ 室内装飾を変更する場合には、飛散防止のための必要な注意をはらうこと。

ウ その他飛散防止のために必要な注意事項

(6) 関係法令等の遵守

建築物の所有者・管理者等は、吹付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理に当たっては、この指針に定めるほか、関係法令を遵守し、適切な維持管理に努めること。

参考資料3 東京都内のアスベスト補助制度一覧

(調査・分析に係る補助制度) 令和元年7月1日現在¹⁹

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
千代田区	千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱	1 民間の建築物 2 原則、建築基準法に適合しているもの 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたもの	含有調査に要した費用の全額。ただし、1棟25万円を限度とする。
	千代田区吹付けアスベスト調査員派遣	1 民間の建築物 2 原則、建築基準法に適合しているもの 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたもの	区が委託した調査員を派遣して含有調査を実施する。
港区	港区アスベスト対策費助成	<u>助成対象となる建築物</u> アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用した疑いのある建築物であること。 <u>助成対象者</u> ①区内に対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	アスベスト含有検査及び気中のアスベスト濃度検査に要する費用の1/2相当額(上限10万円)
新宿区	新宿区吹付けアスベスト含有調査費助成金	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	含有調査費(消費税相当額を除く)の10/10相当 ただし上限25万円/棟
	新宿区吹付けアスベスト調査員派遣	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	区が委託した調査員を派遣して含有調査を実施する。
台東区	台東区民間建築物アスベスト対策費助成制度	<u>1. 助成対象調査</u> 区内にある今後とも継続して使用する以下の建築物に対して行うアスベスト含有調査 ① 屋内外においてアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅又は共同住宅 ② 建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う増築、大規模修繕・模様替を行うとする建築物 <u>2. 助成対象者</u> ① 区内に住所を有する個人 ② 区内に共同住宅を所有する個人 ③ 区内にある共同住宅の管理組合	費用の2分の1を乗じて得た額とし、かつ限度額10万円(ただし、アスベスト簡易調査のみ1万円)
墨田区	民間建築物アスベスト確認調査助成金	・区内に建物所有する中小企業法に定める中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、個人 ・分譲共同住宅の管理組合	吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査費用(消費税を除く)の半額(上限10万円)

¹⁹ 東京都都市整備局 HP (http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/asbestos/pdf/asb_01.pdf) を基に作成

(調査・分析に係る補助制度) 令和元年7月1日現在

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
江東区	江東区アスベスト分析調査助成	対象者：区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等（国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く）、区内に建築物を有する個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合 対象経費：アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用（建築物1棟につき1回限り）	調査費用の2分の1以内 限度額：5万円
品川区	アスベスト分析調査助成	助成件数：5件（先着順） 助成対象：吹付けアスベスト・吹付けロックウール・吹付けパーミキュライト・吹付けパーライト・吹付け塗材の含有分析調査費 ※分析調査の結果、アスベストを0.1%以上含有していたものに限り助成の対象 助成対象者： （1）対象建築物を所有する個人および中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの） （2）管理組合の代表者 （3）その他区長が必要と認める者 助成対象建築物：品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物の他、工作物に該当する立体駐車場	含有分析調査費の10/10相当 上限7万円/棟
目黒区	目黒区アスベスト調査助成	建築物に吹き付け材等のアスベスト（石綿）と疑われる建材が使用されており、その建材のアスベストの含有等について専門の検査機関に分析調査を依頼する費用を助成する。 【対象者】区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合代表者、区内に建築物を有する中小企業の事業者 【対象建築物】申請者が区内に有する建築物で、平成18年8月31日以前に建築されたもの。 【対象建材】吹付け材、保温材及び断熱材等で、建築物の設計図書、建築年次、使用用途などから推測し、アスベスト含有の可能性のあるもの。	費用の半額（限度額：戸建10万円、集合住宅20万円、事業用建築物20万円）を助成する。

(調査・分析に係る補助制度) 令和元年7月1日現在

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
大田区	大田区吹付けアスベスト分析調査費助成	区内にある建築物に使用されている吹付け建材について、そのアスベスト含有分析調査に要した費用助成する。 【助成対象】 次に該当し、個人は住民税、法人は法人住民税を納付済の者。 ・建物所有者（複数の方で所有している場合は、過半数が合意した代表者） ・中小企業法に規定する会社又は個人 ・区分所有建築物は、建物の区分所有者団体の代表者 ・建物の使用者又は管理者で、分析調査をすることに所有者から承諾を受けた者 【対象建築物】 区内にある建物で、平成9年3月31日以前にしゅん工していること。	分析調査機関に支払った費用及び現場調査に要した費用の合計の半額で、10万円が限度。交付は原則として1棟につき1回。
世田谷区	世田谷区民間建築物アスベスト含有調査助成	・平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること。 ・申請者が、区内にある助成対象建築物の所有者または管理組合であること。 ・アスベスト含有調査に「建築物石綿含有建材調査者」が関与し、専門の調査機関による分析を行なうこと。	1棟あたり25万円が上限
板橋区	板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請制度	アスベスト分析調査を行う建築物等の所在が板橋区であること。補助の対象者は建築物等を所有する個人、事業主、分譲集合住宅の管理組合の代表者、その他区長が必要と認める者。 同一申請者については年度内1回。同一建築物については申請者が異なる場合でも、年度内1回のみ補助する。	アスベスト分析調査費用の2分の1（5万円を上限） （国の補助制度非活用。自主財源）
練馬区	アスベスト調査費用助成	・区内に所在する民間の建築物等 ・住民税および軽自動車税を滞納していない ・一棟一回限り	・戸建住宅 上限5万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 上限10万円 ・いずれも助成率2分の1
足立区	足立区吹付けアスベスト対策費助成 （成分分析調査および空気環境測定調査）	・平成18年9月30日までに建築された建築物または工作物が対象 ・調査前の申請 ・対象建築物または工作物につき1回を限度	助成率：対象調査費の100% 限度額：10万円
葛飾区	民間建築物アスベスト調査助成	屋内外にアスベストを含有する可能性のある吹き付け材が使用されたもの。 助成対象建築物：区内の住宅・兼用住宅、共同住宅助成対象者：当該建築物の所有者、または建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体。（管理組合）	住宅・兼用住宅：1件10万円を限度に、対象経費の1/2 共同住宅：1件30万円を限度に対象経費の1/2

(調査・分析に係る補助制度) 令和元年7月1日現在

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金交付制度	江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱に基づき、建築物等に使用されている吹付け材等のアスベスト含有有無を調査する費用の一部を助成。	調査費の2分の1(一棟10万円を限度)

(除去等工事に係る補助制度) 令和元年7月1日現在²⁰

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
千代田区	千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱	除去工事完了後概ね5年以上継続して使用するもの 1 住宅に付属する駐車場及び倉庫等 2 マンションの共用部分 3 機械式立体駐車場	除去工事に要した費用の2/3の額。 ただし、機械式立体駐車場は1棟1,400万円を限度とし、その他は、100万円を限度とする。
港区	港区アスベスト対策費助成	助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用した疑いのある建築物であること。 助成対象者 ①区内に対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	建築物のアスベスト除去等(除去・封じ込め・囲い込み)工事に要する費用の1/2相当額(上限額:戸建住宅50万円、共同住宅・事業所等200万円)
新宿区	新宿区吹付けアスベスト除去等工事費助成金	区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、アスベスト含有調査で吹付けアスベストが有ることを確認済の建築物所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3相当 (上限 一戸建て住宅50万円/棟 分譲マンション・その他300万円/棟)
台東区	台東区民間建築物アスベスト対策費助成制度	1. 助成対象工事 分析調査の結果アスベストの含有が認められた建築物に対して行うアスベスト除去、囲い込み又は封じ込め工事。 2. 助成対象者 調査・分析に関する補助制度と同じ	費用の2分の1を乗じて得た額とし、かつ限度額は以下のとおり。 住宅、兼用住宅又は個人所有の建築物 30万円 共同住宅 100万円
品川区	アスベスト除去等助成	助成件数:3件(先着順) 助成対象:吹付けアスベスト・石綿含有吹付けロックウールのうち、アスベストを0.1%以上含有するものの除去工事費 ※分析調査助成と対象範囲が異なる。こちらは国費対象。 助成対象者: (1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの) (2)管理組合の代表者 (3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物 ※建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件。	除去工事費の2/3相当 上限200万円/棟

²⁰ 東京都都市整備局 HP (http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/asbestos/pdf/asb_02.pdf) を基に作成

(除去等工事に係る補助制度) 令和元年7月1日現在

区市	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額
目黒区	目黒区住宅リフォーム資金助成	区内の自己居住用住宅の吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事。 (注) 一住宅一回限りで一般リフォーム工事と併用可事前に分析調査の結果、アスベストの含有が認められていること。 工事費用が税抜き 20 万円以上の工事。	工事費用(税抜の見積金額と実際工事金額の低いほうの金額)の 10% (千円未満切り捨て)、アスベスト除去工事は 20 万円限度
大田区	大田区住宅リフォーム助成事業	区民であること。 工事対象住宅に居住していること(工場や店舗等は対象外)。 特別区民税・都民税を滞納していないこと。 区内に主たる事業所(本社)を有している中小事業者により工事を発注すること等。	実際の工事費用(税抜)の 10% (上限 30 万円)。
練馬区	吹き付けアスベスト等除去工事助成	・区内に所在する民間の建築物等 ・平成 9 年 3 月 31 日以前に建設されたもの ・アスベスト除去工事が行われるもの ・アスベスト除去工事完了日から引き続き 5 年間継続的に利用されるもの ・住民税および軽自動車税を滞納していない ・一棟一回限り	・戸建住宅 助成率 3 分の 2 上限 200 万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等助成率 2 分の 1 上限 400 万円
足立区	足立区吹き付けアスベスト対策費助成 (除去等工事)	・平成 18 年 9 月 30 日までに建築された建築物または工作物が対象 ・工事前の申請 ・対象建築物・工作物につき 1 回を限度 ・除去等工事完了日から 5 年間継続的に使用される建築物	助成率: 対象除去等工事費の 50% 限度額: 一戸建て住宅 50 万円 : 共同住宅 200 万円 : 上記以外 200 万円
葛飾区	民間建築物アスベスト対策助成	屋内外にアスベストを含有する吹き付け材が使用されたもの。 (要・アスベスト調査報告書) 助成対象建築物: 区内の住宅・兼用住宅、共同住宅助成対象者: 当該建築物の所有者、または建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する区分所有者の団体。(管理組合)	住宅・兼用住宅: 1 件 30 万円を限度に、対象経費の 1/2 共同住宅: 1 件 100 万円を限度に対象経費の 1/2
江戸川区	江戸川区アスベスト除去等工事費助成	アスベストが含有されている吹き付け材の除去、囲い込み又は封じ込めの工事。(除去工事後、引き続き使用する建築物に限る。)	戸建て住宅(兼用・併用住宅含む): 除却工事費の 3 分の 2 (限度額 30 万円) その他建築物: 除却工事費の 3 分の 2 (限度額 100 万円)